

白鷗大学論集 第33巻 第2号

## 資料

# 模範議会2017—記録と資料

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰

Model Parliament Project 2017: Records and Materials

OKADA Junta

IWAKIRI Daichi

OBAYASHI Keigo

YOKODAIIDO Satoshi

TEZUKA Takatoshi

KURITA Yoshiyasu

## はじめに

本稿は、2016年度秋学期から2017年度春学期にかけて白鷗大学法学部、立正大学法学部及び慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス (SFC) の学生によって実施されたプロジェクト「模範議会2017」<sup>1</sup>の概要とその際用いられた資

---

1 これまで実施された模範議会の記録については、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰「模範議会2016—記録と資料」白鷗大学論集32巻2号(2018年)179-233頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2015—記録と資料」白鷗大学論集31巻1号(2016年)177-228頁、同「模範議会2014—記録と資料」白鷗大学論集30巻2号(2016年)227-279頁、同「模範議会2013—記録と資料」白鷗大学論集29巻1・2合併号(2015年)333-392頁、同「模

料を紹介するものである。

## 一、模範議会 2017 実施の概要

模範議会プロジェクトは、法学教育の一環として、法案作成・審議といった立法作業の模擬体験を通じて、法の理解を深めていくことを目指している<sup>2</sup>。法案作成については、各執筆者の担当科目である、東洋大学法科大学院「法と政治」、立正大学法学部岩切大地研究会及びSFC「リーガル・ワークショップ」の履修者が、5つのグループに分かれて作業を進め、学期末に行われた専門家（本稿執筆者）及び履修者全員の投票において最高得点を得た「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」が模範議会2017の課題法案となった。この法案をもとに、参議院内の施設を用いて、立正大・SFCの学生による模擬国会（プレ模範議会）が行われた<sup>3</sup>。

新学期に入り企画運営者の新規募集が行われ、新たな学生たちが法案を引き継ぎ、グループワークによって法案についての様々な調査・検討を重ねて、ロールプレイ方式による法案審議を行うこととなった。模擬委員会

---

模範議会2012—記録と資料」白鷗大学論集28巻1号（2013年）377-434頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011—記録と資料」白鷗大学論集27巻1号（2012年）353-414頁、岡田順太「模範議会2010—記録と資料」白鷗大学論集26巻1号（2011年）391-431頁を参照。例年と基本的な実施方法に変わりはないので、詳細な説明は割愛する。

なお、法案作成作業も含めた法学教育の構築に関する研究として、岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」白鷗大学法政策研究所年報8号（2015年）23-84頁を参照。

2 詳細については、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「国会質疑の技法——模範議会2012の手引き」白鷗大学論集27巻2号（2013年）255-304頁を参照。

3 本プロジェクト及びこれまでのプロジェクトの実施にかかる詳細については、次のウェブサイトを参照のこと。なお、本稿のWeb情報は2019年1月9日現在のものである。

<https://researchmap.jp/junta/> 模範議会プロジェクト/

審議の後、SFC「憲法(統治)」履修者全員による投票(模擬本会議)の結果、法案は否決されるに至った。

今回紹介するのは、その一環として作成された資料の一部であるが、例年の模範議会に準じた内容の資料や簡単な資料は掲載を省略し、必要な限度の掲載にとどめている<sup>4</sup>(個人名等は削除した)。

## 二、資料の内容

### (1) 全体で共通の資料

法案(①)は、前年度に学生が作成したものである。内容については後述するほか、想定問答集の部分に詳しいので、そちらを参照してもらいたい。議会審議は、委員会部分と本会議部分とで構成される。全体の進行表(②)で示される通りである。

### (2) 委員会用資料

委員会審議は、概ね趣旨説明→質疑→討論→採決の順に進められる。本法案の趣旨説明は提出者である政府を代表して財務大臣が行う(⑥)。法案審査の中心となるのが質疑であるが、質疑での質問項目は各会派が法案への賛否の態度を踏まえて作成し、事前に答弁者役の学生に通告され、答弁が用意される。それらは質疑答弁集(⑦)としてまとめられている。

### (3) 本会議用資料

本会議は、委員会に比べると短時間で終了する。まず、委員長役の学生が、委員会審議の経過と結果を報告し(⑬)、討論演説(⑭・⑮)を経て採決に入る。

---

4 具体的には、③委員会座席表、④役割分担表、⑤委員長用台本、①附帯決議に対する政府発言、⑫議長用台本である。同上のWebページに省略した資料が掲載されている。

### 三、課題法案の解説<sup>5</sup>

#### (1) 法案の概要について

今回の課題法案である「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく、安定財源の確保及び健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税率の引き上げを行うとともに、逆進性を軽減させるための措置として消費税制に累進課税方式を導入しようとするものである。

法案の内容としては、第一に、消費税法を改正して、消費税率に累進課税方式を導入し、課税標準となる取引金額が千円以下の場合は消費税率を100分の4、千円を超え1万円以下である場合は100分の6.3、及び、1万円を超える場合は100分の8とする。第二に、地方税法を改正して、前述の三区区分に対応した地方消費税率をそれぞれ4分の1、63分の17、及び8分の2とする。第三に、課税標準となる取引単位について、全取引段階を通じた適正かつ明確な課税を実現すべく、税率記載の明示と記録を義務化するため、いわゆるインボイス<sup>6</sup>制度の整備をはかることとする。このほか、消費税率の引上げ及びインボイス制度の導入を円滑に行うための所要の措置を講ずる旨の規定を設けることとしている。

法案の柱となるのは、消費税の累進課税化であり、取引における課税対象額（課税標準）を以下の3種に分類し、該当する税率を適用する。

要するに、課税対象が1000円以下であれば5%の消費税、1000円超10000円以下であれば8%、10000円超であれば10%とする一律の累進税率

---

5 本プロジェクトは、類似の内容を含む特定の法案内容に対する賛否を示すことを目的とするものではないことを改めて確認しておく。

6 なお、「インボイス」(invoice)は一般に「送り状、請求書、納品書」を表す言葉として使われるが、ここでは後述するように消費税の適格請求書等保存方式の導入のことを指す意味で用いている。

区 分	課税標準	適用税率 (うち地方消費税率)
第1区分	1000円以下の金額	5/100 (1/4)
第2区分	1000円を超え10000円以下の金額	8/100 (17/63)
第3区分	10000円を超える金額	10/100 (2/8)

を導入し、消費税の逆進性を緩和しようとするのである。また、その適正性を実現するためにインボイス（適格請求書等）の整備を行うことを内容とする。

## (2) 消費税率引上げの経緯

超高齢社会を迎え、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく安定財源の確保及び健全化を同時に達成することは、政策の最優先課題となっている<sup>7</sup>。戦後のシャープ勧告以来、税収の中心となる基幹税は、所得税のような直接税を柱として成り立っているが、今後もこのようないわゆる「垂直的な税」だけで社会保障に対応できるかといえは、限界が見えてきている。たとえば、所得税などの引き上げがさらになされれば、生産年齢人口に対する負担がより一層集中することにもなりうる。その意味で全世代対応型ともいえる消費税を基幹税として、広く浅く公平に国民に負担を求める間接税のような「水平的な税」で超高齢社会を支えていくことが望ましいと考えられている。諸外国の例からみても、社会保障の安定財源として消費税（付加価値税）率の引上げが不可避である

7 例えば、「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）では、「少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、『社会保障の機能強化』とそれを支える『財政の健全化』を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく」とし、その改革の基本的方向として、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(平成22年12月8日)を挙げるが、そこには、「社会保障を支える税財源としては、消費税を基本に考えていくべきである」(14頁)との記述が見られる。

とされる<sup>8</sup>。

2012年8月10日、野田内閣の下で「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律68号）が成立し、従前5%（うち地方消費税1%）であった消費税率は、2014年4月1日から8%（同1.7%）に（同法2条）、2015年10月1日から10%（同2.2%）へと引き上げられることとなった（同法3条）。

ところが2014年11月18日、GDPの速報値などによる経済が成長軌道に至っていないとの判断から、安倍内閣総理大臣は記者会見において消費税率10%への引上げを18か月延長することを表明し<sup>9</sup>、国民に信を問うとして同月21日に衆議院の解散を行った。総選挙の結果、引き続き政権を担うこととなった安倍内閣は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律9号）により、税率10%への引上げを2017年4月1日まで延期した。だが、2016年8月になっても景気状況が思わしくないとの判断から再延期を決定し、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律85号）により、さらに2019年10月1日まで施行日を延期するに至る<sup>10</sup>。

### （3）軽減税率の導入と課題

一連の消費税の税率引上げにあたって導入が決定されたのが、軽減税率である。一般的に、低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高いため、消費税率が上がることで高所得者よりも税負担率

---

8 なお、諸外国の付加価値税については、国立国会図書館調査及び立法考査局「諸外国の付加価値税（2018年版）」[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11056198\\_po\\_201803ma.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11056198_po_201803ma.pdf?contentNo=1)

9 [https://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2014/1118kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/1118kaiken.html)

10 2019年1月10日現在において、施行日に変更はない。なお安倍晋三内閣総理大臣は、2018年11月1日の衆議院予算委員会にて、2008年のリーマン・ショック級の出来事がない限り、施行日を延期しない旨の発言をしている。第197回国会・衆議院予算委員会議録2号（平成30年11月1日）4頁。

が大きくなるということをして「逆進性の問題」という<sup>11</sup>。この問題を軽減するための措置として、人の飲用又は食用に供されるもので、食品表示法に規定する食品（飲食物品）の譲渡については、酒類及び外食サービスを除いて、8%（うち地方消費税率1.7%）の軽減税率が適用されることになっている<sup>12</sup>。また、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞も生活必需品ということで軽減税率の対象である。

一方、すでに軽減税率が導入されている諸外国においては、どの場合に当該税率が適用されるのか不明な点が多い。わが国でも、例えば、よく似た品目でありながら、食品表示法上の取扱いが異なるものの例として、次頁の表のような比較がなされている<sup>13</sup>。

軽減税率導入の理念については一般的に賛同が得られるものの、個別的な品目を予め特定する段階になると困難が生じる。これについては、①家計調査などの客観的なデータに基づいて対象となる食料品の範囲を合理的な基準で選定する、②対象となる「生鮮食料品」「基礎的食料品」の範囲を定める、③対象外となる「ぜいたく品」の範囲を定めるといった方法が考えられるが難点が多く、また、食料品の中に税率区分を設けることが国

- 11 もっとも後に検討するが、逆進税を「課税客体が大きくなるほど税率が低下する税である」とする定義に従えば、「課税客体（＝消費）に対して一定税率で課税される消費税は、当然比例税である」と捉える見解が無いわけではない。こうした意義の整理について、加藤慶一「消費税の逆進性とその緩和策—消費税をめぐる論点①—」調査と情報749号（2012年）1-2頁。[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3488872\\_po\\_0750.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3488872_po_0750.pdf?contentNo=1)
- 12 国税庁「消費税軽減税率の手引き」（平成30年8月版）1頁。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm>
- 13 芹澤光春「消費税軽減税率・インボイスの準備ガイド」税理61巻7号特別付録（2018年）16頁。国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）」（平成28年4月（平成30年11月改訂））1-14頁。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_03.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm)

軽減税率（8％）の適用	標準税率（10％）の適用
ミネラルウォーター	水道水
かき氷や飲料に用いられる氷	ドライアイスや保冷用の氷
生きた魚介類	生きた牛、豚、鳥等
食用の塩	工業用の塩
食品添加物としての金箔、重曹	食品添加物でない金箔、重曹
コーヒー豆	コーヒー豆の焙煎
特定保健用食品、栄養機能食品	医薬品、医薬部外品
栄養ドリンク風の清涼飲料水	医薬部外品である栄養ドリンク
みりん風調味料	本みりん、料理酒
ビール風ノンアルコール飲料	ビール、発泡酒

民の間に混乱を生じかねないとの指摘もある<sup>14</sup>。

さらに、飲食料品であっても「外食」（飲食の提供）は軽減税率の対象とならないのであるが、この線引きも実際には判断が難しい<sup>15</sup>。法律上は、テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所において行うこと（場所要件）、及び、飲食料品を飲食させる役務を提供すること（サービス要件）を満たすものを差すが（所得税法の一部を改正する法

14 高田具視「食料品等に対する軽減税率の導入問題」税大論叢46号（2008年）209-220頁。

15 朝日新聞2013年12月11日参照。ドーナツ5個までは店内扱いで、6個以上は持ち帰りとなるカナダの例など諸外国の実例が紹介されている。なお、アメリカでも、州によってまちまちではあるが、食事なら課税で食品または食材なら非課税というスタイルをとることが多く、たとえば、ピザそのものは非課税だが、ピザを温めると課税といった形で区分されている。冷泉彰彦「軽減税率をめぐる、日本とアメリカの常識の違い」NEWSWEEK日本版（2015年12月15日）。<https://www.newsweekjapan.jp/reizei/2015/12/post-795.php>  
イギリスでも、飲食店が持ち帰り（takeaway）として提供するかどうか、さらにはその食品の温度が、20%税率の適用の有無を決定するしくみになっている。片山直子「イギリスにおける複数税率をめぐる課題—「ケータリング」の意義に関する議論を中心に—」経済理論371号（2013年）。また1994年VAT法附則8に関するイギリス政府による通達として、HM Revenue & Customs, Catering, takeaway food (VAT Notice 709/1) <<https://www.gov.uk/guidance/catering-takeaway-food-and-vat-notice-7091>> 参照。



律（平成28年法律15号）附則34条1項1号）、具体的には次のような差異が生じる<sup>16</sup>。

軽減税率（8%）の適用	標準税率（10%）の適用
自動販売機による販売	セルフサービスの飲食店
ファーストフードのテイクアウト	ファーストフード店内での飲食
寿司屋等でのお土産	注文した食事の残りの持ち帰り
公園のベンチでの飲食	フードコートでの飲食
列車内の移動ワゴン販売	列車内の食堂施設での飲食
ホテルの冷蔵庫での飲食料品販売	ホテルのルームサービス
出前、宅配	ケータリング、料理代行
有料老人ホームでの飲食良品提供 学校給食	社員食堂 学生食堂

イーオンコーナーのあるコンビニの場合、持ち帰り販売は軽減税率が適用されるが、トレイや返却が必要な容器に入れて飲食料品を提供する場合は標準税率となる。この場合、持ち帰り販売された飲食料品を店内で飲食することも考えられるが、この点については適宜の方法で「顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認等を行うことで判定」とされている<sup>17</sup>。

この他、軽減税率の採用にあたっては、経済活動に対する中立性が低下する、納税・徴税のコストが増加する、税収の総額を維持するために標準税率が高くなる、高額所得者にも軽減のメリットが及ぶ、などの問題が指摘される<sup>18</sup>。

16 芹澤・前掲注13) 30頁。国税庁・前掲注12) 21頁。

17 国税庁・同上17頁。

18 小池拓自「消費税を巡る議論」調査と情報－ISSUE BRIEF－609号（2008年）8頁。森信茂樹「消費税の逆進性対策を考える」会計検査研究40号（2009年）26頁は、軽減税率が逆進性対策としての効果が薄い上、事業者等の負担が増すだけであると指摘し、「低所得者層の不平等度を改善するのであれば、広く所得税・相続税等を含む税制全体の中での対応や社会保障といった歳出措置、さらにはカナダ型の給付付き税額控除による対応を組み合わせることが効果的である」と指摘する。

ちなみに、逆進性への対応としては、給付付き税額控除など、低所得者に対する財政的補填が考えられる。ただし、どの所得金額をもって「低所得者」というのかの線引きは難しいところであり、また、そこまで低所得ではないとしても生活は苦しいという世帯からの不公平感は是正されないといった問題点もある。何よりも、資産や所得の正確な把握が前提となるので、マイナンバーの活用も考えられるが<sup>19</sup>、これについてはプライバシーの問題のほか、事業所得やタンス預金、海外資産などマイナンバーでは捕捉し難い資産や所得の問題点が従前より指摘されるところである<sup>20</sup>。

#### (4) 累進税率導入の意義

そこで、消費税の10%への引上げの際に、軽減税率や財政的補填に代わる措置として消費税率に累進課税方式を導入することを企図したのが今回の法案である。

ここで累進課税とは、一律の比例税率によらず、課税標準額が大になるに応じ漸次高い税率で課税する手法であるが、これには、課税標準が一定額以上となった時、その全体に対してより高率の税率を適用する「単純累進税率方式」及び所得税の累進課税のように一定額以上になった場合にその超過金額に対してのみ、より高い税率を適用する「超過累進税率方式」とがある<sup>21</sup>。本法案において採用するのは、前者の「単純累進税率方式」である。

なお、平成28年法律15号により、軽減税率の導入に伴う仕入（前段階）税額控除の方式がインボイス方式（適格請求書等保存方式）に変更されるが、本法案もこれに依拠した方式を採用することとしている。ここで仕入税額控除とは、多段階の経済取引における累積課税を排除しつつ、最終的

---

19 第180国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録10号（平成24年5月29日）5頁〔岡田克也国務大臣（社会保障・税一体改革担当）発言〕参照。

20 伊田賢司「消費税増税の諸課題—『社会保障・税一体改革』の国会論議』立法と調査333号（2012年）58頁。

21 石村耕治編『現代税法入門塾（第8版）』（清文社、2016年）36頁〔石村耕治・阿部徳幸執筆〕。

に消費者に税を負担させる仕組みである（消費税法30条1項）。これにより、事業者は課税売上げにかかる消費税額から課税仕入れ等にかかる消費税額を控除し、その差額を納税することになる。適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類であるインボイスに基づき、そこに記載された税額のみを控除することができるとするのが、今後の仕入税額控除となる<sup>22</sup>。

ただし、わが国の仕入税額控除においては、一課税期間中の売上の合計額に税率を乗じた額から、同期間中の仕入の合計額に税率を乗じた額を控除して算定する方式である「帳簿方式」も認められてきたところから、本法案の要求するインボイス方式においては、帳簿方式であっても「適用税率の記載」を義務付けることで控除を認めることとした。

なお、本法案においては、課税標準となる金額を表すインボイス等に記載された一項目を課税単位と呼び、課税単位の金額で適用税率が決定されることとした。

## 四、法律案の検討

### （1）消費税の合憲性

1989年に導入された消費税は、原則としてすべての物品、サービスに対して負担を求める一般消費税であり、間接税である。導入の目的としては、①従来のわが国の税制が抱えていた様々なゆがみの是正、②サラリーマン層を中心とする重税感の解消、③急速に進む高齢化社会に備えた安定的な財源確保が挙げられる<sup>23</sup>。わが国では、税収に占める直接税と間接税の比率（直間比率）が常に議論の対象となるが、消費税導入当時は、直接税の

---

22 福浦幾巳編著『租税法入門（上巻）—法人税法・消費税法編』（中央経済社、2013年）137-140頁〔成宮哲也・藤本清貴執筆〕。

23 池本征男『裁判例からみる消費税法』（大蔵財務協会、2014年）3頁。

比率が高かったため、直間比率の是正の必要性が強調された<sup>24</sup>。

消費税法（昭和63年法律108号）は、「消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める」（1条1項）ものであり、その収入は、原則として「毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるもの」（1条2項）とされている。同法4条1項は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。」と規定し、同法5条は、「事業者及び外国貨物を保税地域から引き取る者」（以下単に「事業者」という）に消費税の納税義務を課している。

一般に、直接税は納税者の経済的能力に応じた課税が可能となるが（応能原則）、消費税のような間接税は、実際に租税を納める納税者が租税負担をせず、他者に負担を転嫁する租税となっているのが特徴である。

この消費税法に対しては、成立当初に違憲訴訟が提起されている。このうち岡山で提起された訴訟<sup>25</sup>、原告は、自由民主党が大型間接税は導入しないと選挙で公約しており、国民の90%が消費税導入に反対していたにもかかわらず、国会議員及び被告内閣総理大臣は消費税法を成立させ、執行したことが、「主権者である国民全体の意思に背くものであり」、公務員が全体の奉仕者であることを定めた憲法15条2項及び憲法尊重擁護義務を定めた憲法99条に違反すると主張する。

また、原告のような零細な小売業者は、メーカーや問屋からは消費税分

---

24 竹下登・平野貞夫監修『消費税制度成立の沿革』（ぎょうせい、1993年）299-449頁参照。

25 岡山地判平成2年12月4日判時1424号47頁。もともと原告は、消費税法の違憲性を前提に、国及び内閣総理大臣に対する不当利得返還請求、損害賠償請求及び消費税法廃止義務の確認を求めていた。このうち、内閣総理大臣を被告とする訴えについては、国の行政機関であって当事者能力はないから不適法であるとして却下すべき旨の判断が示された。また、消費税法の廃止義務付けについても、法律上の争訟にあたらぬなどとして退けられた。

を転嫁され取り立てられるにもかかわらず、消費者に対してこれを転嫁することできないという「弱者いじめの不等税制」であり、職業選択の自由を定めた憲法22条1項に違反すると主張する。あわせて、このような不平等な税制が法の下での平等を保障する憲法14条にも違反するとの主張も行う。

さらに、原告のような零細業者は、純利益の半分が消費税でとられることになり、消費税法は、国民の日常生活の全般にわたって課税するものであって、国民の生活を脅かすものであるから、生存権を侵害し、憲法25条に違反すると主張する。

このほか、消費税法は納税義務者、徴収義務者及びそれらの権利義務関係が不明確であり、消費税法9条の事業者免税点制度及び37条の簡易課税制度により事業者がその全部及び一部を取得することを認めるなど、租税法主義を規定する憲法84条や納税の義務を定めた憲法30条に違反し、同時に、税の過剰転嫁等によって国民の財産権を侵害している点において、憲法29条に違反するものであると主張する。

これに対して裁判所は、原告の主張をすべて退けている。まず、憲法15条及び99条違反に関する主張に対しては、「国民の自由な言論及び選挙を通じて解決されるべき国会議員の政治的責任の問題に属するものであって」、法的判断とは全く関係しないことがらであって、「主張自体失当である」とする。憲法22条及び14条違反の主張に対しては、「消費税の運用にあたってその仕組等が周知徹底されることによりいずれは解消されるべき事実上の問題である」などとし、また、消費税の納税義務者などが不明確であるから憲法84条及び30条に違反するとの主張に対しても、消費税法の解釈の誤りを指摘して、原告の主張に理由がないとしている。消費税額の過剰転嫁の危険性についても、帳簿方式による仕入税額控除制度においてその可能性は否定できなかつつも、「事業者は仕入にあたり逐一相手方が免税事業者であるか否かを確認する必要がないなど、インボイス方式に比べ事業者にとり事務手続きが簡略であり、また、事業者において適切に消費

税の転嫁がなされることにより、ある程度は過剰転嫁が回避されることも期待できるから、消費税の導入にともなう事業者の事務負担の軽減という政策的目的を考慮に入れると不合理なものとはいえない」として、憲法84条、30条、29条及び14条に違反するものではないとする。さらに、事業者免税点制度及び簡易課税制度<sup>26</sup>が憲法84条、30条に違反するとの主張に対しても、「中小零細事業者の納税事務の負担軽減という政策目的に照して、必ずしも不合理な制度とはいえない」と断じた。このほか、憲法25条違反の主張に対しても、逆進性の問題はあるとしながらも、「公平な税負担の配分はあるいは所得の再配分は、租税制度全体及び社会保障制度の中で政策的に判断されるべき問題であって、消費税が低所得者に逆進的に作用するという事実のみをもって、ただちに消費税法が不合理であって、憲法25条に違反するものとはいえない」と述べた。

本件については、控訴審<sup>27</sup>及び上告審<sup>28</sup>も第一審の判断を支持している。

この他にも、消費税法を制定した国会議員の立法行為が違憲・違法であるとする国家賠償請求訴訟がある<sup>29</sup>。これについて大阪地方裁判所は、いわゆる在宅投票廃止事件の最高裁判例を引用し<sup>30</sup>、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行なうというような容易に想定し難い例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けない」と述べる。

---

26 当時の消費税法によれば、9条1項は、小規模事業者の納税の事務負担を軽減するため、基準期間における課税売上高が3000万円以下の事業者に、国内取引に係る納税義務を免除している。また、37条1項において、基準期間の課税売上高が5億円以下の事業者については、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度を選択できる旨定め、簡易課税制度を選択した場合には、仕入に係る消費税額を計算する必要はなく、仕入税額をその課税期間の売上税額の80%相当額（卸売業の場合には90%相当額）とみなして、納付すべき消費税額は課税売上高の0.6%（卸売業の場合には0.3%）としている。

27 広島高岡山支判平成3年12月5日税資187号236頁。

28 最二小判平成5年9月10日税資198号813頁。

29 大阪地判平成2年11月26日判時1424号89頁。

30 最一小判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁。

その上で、原告らの違憲の主張について個別に検討していくが、いずれも憲法の「一義的な文言に違反するとき前示の例外的場合に当たるとは言えない」と判示し、訴えを退けている。

こうした裁判所の判断に対しては、「我が国の違憲審査制の下でこの種の違憲訴訟を提起し、実質的憲法判断を得ることは容易ではない」<sup>31</sup>との指摘や、「たとえ原告が請求した法的救済を退けるとしても、少なくとも判決において制度の改革を国会に促す勧告的意見を述べるべきであった」<sup>32</sup>との見解が存在する。

## (2) 消費税と逆進性

消費税が一般会計税収に占める割合は、2018年度予算ベースで17.6%と、所得税19.0%、法人税12.2%とともに税収の柱となっている。消費税は、景気の影響が少なく安定的な財源となる点で、超高齢社会の社会保障財源として不可欠な租税となっている。財政状況が悪化している現在にあっては、諸外国のように消費税率を今後さらに引き上げることも想定しうる。そうした中、消費税を「弱者いじめの不平等税制」として違憲であるとするのは無理だとしても、所得の低い層ほど税負担が増すという逆進性への対応が政策課題として一層重要になっていることは確かである。

ただし、そもそもこの逆進性については、計測上の問題があるとし、仮に逆進性が示されたとしても、それが必ずしも「不公平」とはならないとする見解もある<sup>33</sup>。こうした見解は、消費税の逆進性を一時点の所得水準に対する負担率で計測するのは問題であるとし、生涯所得に対する消費税の負担率が、所得階級の上昇につれて低下するか否かで判断すべきである

---

31 永田秀樹「消費税法の合憲性」法セミ38巻1号（1993年）122頁。

32 釜田泰介「判批」判例評論408号（1993年）192頁。消費税徴収過程に制度的欠陥が存在していることを認定しつつ、徴税費用の抑制と効率性を正当化理由とする判決を批判し、「効率を強調するあまり明らかなる不公平性が看過されることがあってはならない」（同上）とする。

33 内閣府「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」（平成23年5月30日）26-27頁。



と主張する<sup>34</sup>。もっとも、これに対しては、そうした主張の前提にある仮説が現実的な説得力を欠いているなどとして、やはり逆進性を否定できないと批判し、「消費税は生涯、消費に充てられることない高所得層の貯蓄には課税できないうえに、平均消費性向が相対的に高い低所得層にとっては重い負担となる」とする指摘も存在する<sup>35</sup>。

本法案の立案者は、こうした逆進性への対応として「単純累進課税方式」を採用し、「家計における所得の貯蓄に回せる割合」に「選択性」を付与することを企図している<sup>36</sup>。それによると、「高額の商品」を購入する際は「高額の消費税」を、低額の商品を購入する場合は「低額の消費税」を収めることになり、いわゆる「節約」等の効果が現行制度よりも反映されやすく、可処分所得の低い世帯における負担は減少することとなると考えられる。また、住宅や車といった生活上必要な高額商品に関しても、まず「節約の効果」があれば当然その高額商品を購入する際の資金に当てられる貯金が増えること、その他「エコカー減税」や「住宅減税」といった消費税以外の減税措置等により負担は軽減されるため、消費に関する税制としてみた場合逆進性は軽減されると考えている。

### (3) 本法案の特長

本法案が逆進性対策として、軽減税率のように特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定める「複数税率」を採用しないのは、品目の選定にあたり政治的恣意が介入することを防ぐ点にある。例えば、今般の軽減税率導入では、なぜ新聞が対象となるのかなかなか判然としないという指摘があった<sup>37</sup>。また、複数税率では、「原材料は高税率」で「物品（付加価値）

---

34 例えば、大竹文雄・小原美紀「消費税は本当に逆進的かー負担の『公平性』を考える」論座127号（2005年）44-51頁。

35 横田信武「消費増税における逆進性緩和策」早稲田商學434号（2013年）274頁（原文ママ）。

36 立案者作成の資料は、次のURL参照。<https://goo.gl/r5zazb>

37 例えば、第197国会衆財務金融委員会議録3号（平成30年12月7日）34頁〔丸山穂高委員発言〕。これに対して政府は「新聞につきましては、日常生活における



は低税率」という「ねじれ現象」を生じかねない。本法案は、この点についても「不公平」感を避ける狙いがある。加えて、先述のイートインとテイクアウトの例のように、課税対象に該当するか否かの線引きが必ずしも明確でない事態が不可避免的に生じることもある<sup>38</sup>。その点、本法案の累進課税方式は、取引金額の数値で機械的に税率が算出されるので、公平性において優れているといえよう。

なお、税率を「5・8・10%」としたのは、当初の予定通り10%に引き上げつつ、家計に対する負担軽減措置である10000円以下の税率については、これまで導入された消費税率「3・5・8」のうち「5・8」を採用したものであり、「国民の受け入れやすさ」と計算上の簡易さを考慮している。この点、政策的な異議はあろうが、現状で導入が予定されている軽減税率が8%となっている点からして、さほど不合理な数値ではないように思われる。

#### (4) 小 括

このほか、経済政策上の評価や法案通過の政治的条件<sup>39</sup>など検討すべき課題はあろうが、本プロジェクトの目的からすれば十分及第点にある法案といえよう。社会保障の持続可能な財源確保という現実の問題にあつて、消費税の税率引上げに伴う逆進性の緩和策を具体的に検討し、一定水準の形式を満たした法案として結実させた労を多としたい。

---

情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれていること、この結果、新聞の購読料に係る消費税負担が逆進的になっていくことなどの事情を総合勘案したと答弁する。同上〔星野財務省主税局長答弁〕。

38 この点は、課税要件明確主義（憲法84条）との関係が問題となるが、軽減税率固有の問題ではなく、法令の特性である一般性抽象性に起因する事柄である。旧物品税法において課税品目となっていた「遊戯具」にパチンコ球遊器が含まれるかどうかにつき、国税当局の解釈変更の有効性が争われたパチンコ球遊器事件判決（最二小判昭和33年3月28日民集12巻4号624頁）など参照。

39 岩崎健久『消費税の政治力学』（中央経済社、2013年）、同『財政新論』（木鐸社、2000年）など参照。

## 五、今後の課題

### (1) 理解なき法案審議

ただ、本法案はSFCでの模擬本会議において大差で否決された（賛成48票、反対77票）。その理由は様々考えられるが、政府の答弁により大きな問題があったことは否めない。詳細は、後掲した政府作成の答弁集を参照したいが、予め各会派から通告された質問に対して、正面から答えていなかったり、質問の趣旨を理解していなかったりする答弁が散見される。そのため、当日の委員会においても質疑に混乱が見られた。また、答弁にあたる政府自身が立案者ほどの理解と熱意に欠け、法案の必要性や有用性が委員会を傍聴していた一般履修者に伝わらなかったのではないと思われる。

法案への理解の不足は、もちろん政府だけの問題ではない。政府と協働して法案の成立にあたるべき与党も、表面的な質疑に終始して法案の本質的な理解を示せたかといえは疑問が残る。この点は野党にもいえ、臨機応変な質疑に欠け、追及の甘い場面が散見された。法案の題材が難しいのは確かであるが、法案の背景にある社会保障と財源との関係や経済への波及効果などを法案審議を通じて質す視野に欠けていたし、逆にインボイス制度導入などの法案の細部についての理解も不十分であった。ひたすら機械的に商品の説明を行う通信販売のような質疑であったと評しうる。

この点、法案の問題点を指摘し、争点を明確化するなど、メディア役に期待された役割もあったが、存在感は薄かった。

### (2) 模擬のrealとideal

ところで、法案に対する法的政策的議論が委員会の「ヨコ糸」とすれば、委員会運営の一連の流れが「タテ糸」といえる。ヨコ糸を担うのが法案審査にあたる国会議員や大臣などであるが、委員会運営の仕切りを行う委員長や議院事務局職員が担うタテ糸の存在があってこそその委員会である。こうしたタテとヨコの糸が組み合わせさり、はじめて委員会審査が可能

となるのだが、この「タテ」の流れの理解も全体的に不十分であったと言わざるを得ない。

特に委員長役には法案審議に加わらない分、限られた時間内で委員会の円滑な審議手続を進行する「タテ」の流れの理解に専念すべくWeb上での国会の審議映像などを参照することを求めたが、十分な準備がなされていたとはいえない。委員長には、委員会の秩序を保持し、議事を整理する権限があたえられており（国会法48条、参議院規則51・52条参照）、委員会全体の動きを把握し、自ら進んで委員や答弁者に適宜指示をしていくべきであるが、指示待ちの司会役に徹していた感が拭えない。そのため、進行上の明らかな間違いがあっても是正することなく進行させて、予め用意した台本を読むことに終始してしまっていた。

この点、現実存在する出来事を「模擬」する以上、細部（detail）にこだわり、現実（real）を追求しようとする意気込みが欲しかったところである。逆に、一般履修者が委員会審議中も居眠りをしたり、授業と関係ない作業をしていたりする様子は、国会のrealを体現しているようでもあった。

もちろん、そうした姿を指摘して、現実の政治状況への問題点を考える一助にする意義はあるのかもしれない。ただ、「模範」議会と銘打った企画である以上、単なる模擬にとどまらず、現状への批判精神をもって、さらに理想（ideal）となる議会の姿を追求して欲しいところである<sup>40</sup>。

### （3）企画運営者の感想など

最後に、今回の企画運営者の感想の一部を以下に紹介する（下線筆者。誤字脱字等は適宜修正した）。

---

40 曾我豪「(ザ・コラム) 18歳投票：135年後の模擬国会のすすめ」朝日新聞（2015年10月22日）。

■**反省点** まず、台本の中で、読み飛ばしてしまった箇所がありました。委員会の最中はスルーしてしまいましたが、岡田先生の言う「タテの流れ」を意識しなければならない場でこのようなことがあってはならないと反省しています。実際の国会における委員会をもっとよく観察しておくべきでした。

■**改善点** 法案立案者の話を直接聞いた後に各党派で話し合いをすることができたら、より深く、本質に近い議論ができたのかなと思います。自分自身も含め、全体的に必要な知識を入れておく機会があると良いと思いました。

■**感想** 委員長として至らない点が数多くありましたが、良い経験ができたと思います。おそらく、これから国会中継を見る目が変わるでしょう。またこの活動を通じて、法学や立法、政治に対してより興味を持つようになりました。

■**反省点** 自分のグループは政府として模範議会を活動してきました。自分の中で、一番の反省する点は、ええいや党の法案概要をもっとしっかりと読み込むべきだったということです。正直なところ、この案を見たときに可決することができると思い、慢心していました。そのせいで自分に対する質疑応答の返事のツメが甘くなってしまったと思います。中でも愛すべき左翼党に対しては根拠があまり良くできておらず、ヤジなども飛ばされ、ひるんでしまいました。

■**改善点** 自分の考える全体としての改善すべき点は、まず一般履修者と企画運営者の温度差です。ある程度温度差があるのは仕方ないことかもしれませんが、ステージの上から見た限りだと多くの一般履修者は、スマートフォンやPCを操作しているなどあまり模範議会に集中していないように感じました。なので、一般履修者にも何か役割を与えたりする方がもっと積極的に模範議会に関わっていけるのではないかなと思いました。また、全体スクリーンにツイッターを映し出していたのに、あまりツイートされていないような気がしました。もっと自由にツイートできる工夫をすれば

良いと思いました。

■感想 自分はこの憲法（統治）の授業を履修するまで、SFCで模範議会が行なわれているということは知りませんでした。なので偶然この模範議会に関われたと言っても過言ではありません。自分は正直政治に人並みくらいにしか関心がありませんでした。今回を通して、どのように法律が作られているのか、そしてその法案が可決されるのはどれだけ大変であるかを理解することができました。また模範議会に関わり始めてから、テレビでやっているニュースに今まで以上に耳を傾けることができました。また、グループメンバーにも恵まれて、自分は明らかに知識不足であると改めて感じさせられました。この模範議会体験した様々なことを生かして今後の大学生活をがんばっていきたいと思います。

■反省点 自分の作成した答弁に関しては確認をしていたが、自分の答える部分の答弁書の確認が不十分だったのが当日の失敗につながってしまったと思う。しっかりと確認をすればよかったと思う。

■改善点 全体としては、少し法案に対する研究が足りなかった。教授がおっしゃっていたように誰も法案の内容を理解していなかった。またそれが説明不足につながり、否決につながってしまったと思う。

■感想 とても大変な作業だと思った。官僚の方々はこちらの仕事をはるかに高いレベルでミスなくこなしてると思うと畏敬の念を抱かざるを得ない。自分としては日頃から適當なことがあるので、もっと突き詰めて考えて行動していきたいと思う。そのような日頃の怠慢が今回の結果にも出たように思う。

■反省点 模範議会の予行演習の前から国会中継をもっと見て、全体的な流れと形を見ておくべきだった。答弁の際に原稿を読むだけになってしまったので、もう少し読み込んでスラスラと一般履修者に理解しやすいようにできたら良かった。政府側として否決されてしまったのは、自分ももっと一般履修者の立場に立って、答弁のわかりやすさや、伝わりやすい読み方を意識すればよかったと思う。今回の場合を考えた際、法案につい

てあまり理解していない一般履修者もいる中で、難しい用語などを自分の世界に入ってしまった早口で答弁してしまっは、まず聞き取れないと思った。それでは聞いている側も退屈だし、判断のしようもない。もう少し文章の構成や長さなどを、一般履修者の立場に立って考えられたらよかったと思う。

■**改善点** 全体としては、予行演習の際に準備が遅かったこと、一人一人が模範議会の流れを正しく理解せずに臨んでいたために進行がスムーズにいかなかったことが反省点だと思う。当日は、全体的に声が小さかったり、自分たちのペースで早口になって話していたことが反省点として挙げられる。

■**感想** 模擬裁判はやったことがあったのだが、模範議会は初めての経験で、政策が可決、否決していくまでの過程を学ぶことができた。また、チームとしてグループワークをし、協力して答弁集などを相談しながら作れたので、政策についてだけでなく、グループワークについても経験することができた。

■**反省点** 私の反省点は、質疑応答の際に声が小さすぎて、マイクに音を拾われなかったことです。また資料をただ読むのではなく、感情を込めたり、履修者が聞きやすいようにもっとゆっくり話せばよかったと思っています。アドリブも少し加えればよかったとも後悔しています。

■**改善点** 政府の立場から問答集の回答を作っていて、何度もこの法案を作った方に直接お会いしてご質問したいと思ったことがたくさんあったので、実際に連絡を取ることができていたら、より法案を熟知した上で議会に臨めたのではないかと思います。

■**感想** 企画運営者を経験したからこそわかる発見がたくさんありました。特に政府の立場に立ってみると、法案を可決まで持っていくためには、ただ淡々と話すのではなく、有権者と反対派にいか理解してもらえるように発言をするかが重要であることがわかりました。非常に有益な経験になりました。

■**反省点** 私は一番最初の質疑者であり、国会の流れについて独自の判断で質疑を行い、冒頭に政府側を呼び出したり、またはかなりの緊張で厚生労働副大臣を厚生労働大臣と呼び間違いをしたなどの失態をしました。最初であるため、その後に質疑を行うみなさんの例にもなるので、もっとしっかりして、国会の中継を細かく見るべきだったと心から反省しております。

■**改善点** もう少し喋っているときゆっくりと、きちんと伝わるようにしてもいいじゃないかと思います。

■**感想** 今回の模範議会を経験したことで、私は国会の大体の流れや舞台の裏で行われていることを詳しく知ることができました。お恥ずかしい事ですが、私は国家公務員志望でありながら、在外の経歴も長いので、国会中継をあまり見たことがありませんでした。質疑も初めて書きました。様々な失態をしましたが、私にとってはものすごくいい経験になりました。今後もこの経験を活かし、将来につなげるものだと私を心から思います。

■**反省点** 勉強不足により柔軟な考えができなかったというのが一番大きい反省点です。会派内で質疑の内容やどういった討論していくかという話し合いをしていく中で、比較的思いつきやすいことは出ても、もう一歩先のことを考えていくことができませんでした。もっと深い議論をするために必要な周辺知識の勉強が必要だったと思います。また、極度の緊張により討論が詰まってしまったり、噛んでしまったり、読み間違えてしまったり。これについては、もっと事前に読み込みをしておく必要があったと感じました。

■**改善点** θ館においてのリハーサルの時に、本会議へと移行する際に机等の移動場所の確認がされていた方が当日にまごつきがないのではないかと思います。また、当日の準備の時間に昼食などで抜ける運営者がいたりしたため、明確に昼食をとってくるようにした方が良いのではないかなと思いました。

■**感想** とても短い期間で様々なことをしないとけず、準備や勉強な

ど足らなかった部分はたくさんありましたが、会派メンバーにも恵まれ、楽しく模範議会に取り組むことができました。メディアによる切り取られた部分しか見てこなかった議会の本来の形を知ることができ、とても貴重な体験となりました。これまでは漠然と耳に入ってきたニュースも、これをきっかけにより深く理解できるようになるのではないかと思います。

■**反省点** 締め切り直前に取り組み始めることが多かったため、調べきれない部分が多かった。グループで直接話し合う時間があまり取れなかったため、グループ内での連携が取れずに苦労した。

■**改善点** 全体的に法案の理解が不十分だった。どのグループも完全分業制になってしまっていて、グループで協力したり案を出し合っていたグループは少なかつたように感じた。もっと直接話す時間が必要だったように思う。

■**感想** 法案を作ることの大変さを思い知った。法案を作る上での過程を体験することができて、苦労も時間もかかったが、貴重な体験ができたと思う。これからは今までよりもっと国会中継に注目してみたいと思う。

■**反省点** 自身の反省点は以下の2点である。1点目は、質疑の内容が法案の論点を捉えたものにできなかった点である。正直なところ、本法案を理解する際、法案の論点が掴めず、経済の活性化など法案作成者の意図に即した質問を作れなかった。私の党派は賛成の立場であったため、経済衰退の可能性以上に経済の活性化の可能性が高いことを政府が言えるような質問を考えれば、政府を擁護でき、賛成の票も多くなると、考えられる。2点目は、質問同士の繋がりを考えて質疑を構成できなかったことである。全てではないものの、税の逆進性について質問した後に社会保障制度について聞くなど、質疑の構成が異なる論点の質問が混在する形になっていた。その原因は、一つのテーマに関して深く切り込んだ質問がなかったため、各テーマの質問が中途半端に終わっていた点にあると、分析する。テーマ数を多くするのではなく、テーマを絞り、その中で詳しい内容に踏み込む



質問を数多くした方がより法案の魅力に繋がる質疑になったと、考えている。

■**改善点** 全体としての改善点は、一般参加者向けに議論されている法案の内容を伝えるコンテンツを用意することである。たしかに、本当の議会においても、前もって議論される法案について講義されることなく、各議員の自主学習により内容を知ってもらう。ゆえに、本当の議会を模した模範議会を運営する際、企画運営者が大多数の議員を模した一般履修者に対して法案の内容を講義する必要はない。しかし、もし一般履修者に対して法案の内容を共有できれば、議会を聞く側はより面白く見られたのではないかと、考えた。そこで、来年度以降、メディア班が法案の内容をまとめた簡単なビデオを作成し、議会開始前に上映すれば良いのではないかと、考える。

■**感想** 今回企画運営に参加し、1回の議会を運営する大変さが分かりました。また、メディアの役割や一般国民に対する教育に関して、改めて考えさせられました。登壇して他党の質疑や討論文を聞いている際、一般履修者席を見ていると、真剣に聞いている人であっても内容が理解できないという表情をしていました。他方、私は企画運営に関わる中で法案について勉強したため、質疑や討論文を聞いている際、相手の言いたい内容を理解でき、楽しみながら聞きました。同じものを見ている場合に生まれるこの差は内容を知っているか知らないかにあると、考えました。もし、事前講義や解説動画の配信など、何らかの形により法案自体の内容が一般履修者に伝われば、議会自体をより楽しみながら見られたのではないかと、思います。また、投票に関しても、ヤジや討論文において説得力があり、印象が強かった愛すべき左翼に対して支持が集中しすぎ、大差により反対派が勝利することもなかったのではないかと、分析しています。現在、若者の政治離れやパフォーマンス政治といった問題が起きる背景にも、上記と同様の現象が起きているのではないかと、感じました。ゆえに、国民が議会の議案である法案について知ろうとする行為や、メディアによる発信

を含め国民を教育することは極めて重要であると、分かりました。とても良い勉強になりました。

■**反省点** 会派内での質問の精査ができていなかったことが反省点として挙げられます。法案の深い理解ができていなかったため建設的でない質問をしてしまったことは、きちんと会派諸兄と議論をして精査すべきでした。

■**改善点** まず、何をすべきか各自の理解が必須だと思いました。議会である以上、企画の風格を維持するためにも動揺し、わからなくなるというのは、改善すべきことだと思いました。またメディア発案のツイッターの掲示に関してはまだまだ改善の余地があると思います。演題に出て、質疑、弁論している時に大きな声で野次されるわけではなく、大きな画面に何か書かれ、それを大勢の人が見てクスクスするというのは、企画の風格と運営者に対する精神的負担という観点から改善すべきものであると思いました。

■**反省点** 議題作成者の方の指摘にあったように、模範議会の中で行なった質問についてももう少し議題の趣旨を反映したものを取り込むべきだった。

■**改善点** もう少し臨機応変な対応の中で討論や質疑応答を盛り上げられたら雰囲気としても議論としてもより良い模範議会になったのではないかな。

■**感想** 実際の国会審議においてテレビ画面に映る質疑応答や討論の裏で内容の吟味が時間をかけて行われ、その上で表舞台の審議が行われているということがよくわかった。長い時間をかけて議論することの大変さを身をもって感じた一方、濃い議論をすることの大切さも感じた。また機会があれば、何らかの議題に対して長い時間かけて意見するというのを試みたい。

■**反省点** もっと法案を理解すればよかった。否決という結果がその甘さを物語っているが、詰められたはずだった。

■**改善点** 本番での伝え方にも重点をおけたら良かった。真面目に作業する人が多いぶん、その点が勿体無いように感じた。

■感想 中央省庁勤めの公務員の親を持ちながらも今まで憲法や法律に大した興味もなく、選挙すら行かず、単位欲しさのためにこの授業を履修し企画運営者をやりました。正直グループワーク程度で深まる知識にも限度があり、いまいちよくわかってないままですが、日本の統治機構を垣間見ることができて、自分の考え方やSFCにおける研究にいい刺激をいただきました。とても貴重な経験をありがとうございました。

■反省点 法案などに対する曖昧な解釈があった為、最初の質疑応答などを上手に作成できず四苦八苦しました。グループもあまり会う時間がなかった為、時間を押したり話が合わなかったりして少し大変でした。本番に関しても焦りすぎて早口になったり野次を飛ばそうと思いつつ緊張してできなかったのもちょっと残念です。

■改善点 全体としての予行などが不十分だった為、たまにわからなくなって顔を合わせたりしながら完璧な演技を出来ず少し残念でした。先生等が挙げた点と同じように、政府側に対する質問や趣旨からずれた応答などが多かった為、衆議院聴衆者等も理解が完璧にできてなかったと思います。

■感想 とても貴重な体験でした。互いにフォローしあったり、仲良くなる機会を与えてくれたのでとても楽しかったです。聴衆者の前で原稿を読むことに関してもとても緊張したり、野次が飛び交うのを聞いたりしてちょっとテレビの国会などの気分を味わえました。原稿作成や資料作成に手間取ったりしましたが無事終わってよかったです。次もし似たような体験をする機会があれば、法案に関する知識をもっと得た上でやりたいです。

■反省点 私のグループは皆法律を専門とする人が一人もおらずなんとか最初の方は私が統率をとり運営していたものの、途中からうまく回らないことが時々あった。こういう時に全てではなくほんの一部をさっと助けてくれることがあると嬉しいと感じた。

■改善点 野党側のヤジがとてもうまく、皆ヤジを飛ばせずに萎縮してしまった。ヤジが必要だと感じた。

■感想 SFCは様々な学問分野に触れることができるのがキャンパス

の特徴である。今回私は法律作成過程の一部というものにはほぼ無知な状態で模範議会に参加させていただいた。模範議会プロジェクトに参加したことにより、一般履修者とはかけ離れた「習うより慣れる」ということを少し実感できたと思う。実践的な内容に踏み込めたのでとても楽しかった。このような機会を与えてくださっていることに感謝するとともに、今回の企画運営者として運営に関わったことで得た経験をまた他のところで生かすことができればと思う。

■**反省点** 自分の反省すべき点は大きく二点あった。先ず一点目が読む練習を十分にできていなかったこと。もともとあがり症のきらいがあるとわかっていながら、それを上回る練習をしてこれなかったのは落ち度だと思う。次に二点目は的確な野次を飛ばすことや、政府を追い詰めるような切れ味をもてなかったことである。論理的な思考やセンスはもちろんだが、法案に関する知識がより多く持っていてよかったと思う。特にインボイスの話はわかっておらず質疑の質問に採用できなかった。結果、先学期法案を作っていた方の累進課税にするうえで必要な制度なのだと聞き困惑した。

■**改善点** 上記の後半は模範議会参加者の多くに言えることであると思う。一人切れ味のある人間がいたお陰で議会にハリがでたように思うが、逆に言えばそれ頼りで行動していたと言える。各々があれ程にのめり込めるとより良い議会ができると確信する。そのためには、一人ひとりが時間をかけなくてはならないのでグループワークの前に個人課題とその課題の発表を挟んでからにすればよいと思う。

■**感想** 実に良い経験を与えていただけたと感じている。これまで国会の質疑を見てもペラ（紙）ばかり見て何を議論しているのかと思っていたが、これからはそこかけられた時間と労力の一端を感じる故に納得を持って国会を見ることができると感じる。

■**反省点** 声量には問題なかったが、途中で政府と自身の質疑のやり取りの中で多少の手違いが生じた。その中でアドリブを求められたが、本来の

国会であるべき姿のように納得のいく回答ができなかった。質疑の内容に関しても、自身の実力不足もあり未だに納得できる回答が得られなかった。だからこそ消費税に関する知識を十二分に得た上で政府とは深い議論が為されればよかった。

■**改善点** 法案に対して表面的な議論しかなされず、もっと法律の話が為されればよかったと思います。他の人の答弁の中では、声量や話し方にやや練習不足な点も感じられ、聴衆にとっては聞き取りづらいものがありました。

■**感想** 一連の制作過程を通して感じたことが、このような討論の資料制作を1日でやってのける官僚の方々はとてつもない仕事量を毎日こなしているのだと身をもって知ることができました。今回の経験は国会の見方も随分と変わって、これからは自分の目と考えをしっかりと持ち、一人の有権者として判断する糧となると思います。

■**反省点** 今回、自分の役割としては修正案の趣旨説明だったものの、資料に修正案を乗せることを忘れてしまったのと、説明が早口になってしまい他の人たちに聞き取りにくいものになっていたと思います。

■**改善点** 企画者側として野次などのアドリブにも対応出来ずにいたこと。

■**感想** 今回、模範議会を企画者としての経験をしてみて、政府側の想定問答など立案に対して多くの手間がかかっているのだと改めて実感できたのと、今の政治がいかに政治パフォーマンスになっているのかを理解できた。

■**反省点** 自分の反省すべき点は、2016年度秋学期リーガル・ワークショップで作成された法案をきちんと根底から理解することなく、軽い内容理解と自分の先入観による理解で与党派2として質疑を進めてしまい、企画運営に参加していない一般履修者に法案を伝えることができなかったという点。

■**改善点** 自分自身の反省すべき点でも述べたが、全体として反省すべき

点は、やはり法案の内容をしっかりと抑えることなく、議場に臨んでしまった点。また、議場が白熱さを欠いた点だろう。これは、来賓の講師の方にもご指摘いただいたが、アドリブをする余裕がなく台本通りの進行になってしまったことが要因だろう。「引き際の良い野党」を生み出してしまった。

■感想 約一ヶ月半という短い期間だったが、これは実際の議会を運営している官僚たちが二、三日でやりくりしているのに比べたらだいぶ余裕のあるように感じたが、今回経験してみて彼らの仕事の大変さ・苦勞に目を向けることができたと思う。また、我々のように法案の本質を理解せずに議会を運営していたとしたらと想像するだけで恐ろしいが、実際には短期間でハイクウォリティーに仕上げる彼らの偉大さに気付けたいい機会だったと思う。またこういう機会があれば、積極的に参加していきたい。

■反省点 今回の議題に対するさらなる調査を行わなかったことが挙げられる。他の政党の発表や質疑などを聞いていた際、自分の政党の意見が情報として完全なものとは言えなかったと思ったためだ。加えて、θ館での本番の際にアドリブの野次などを入れることができなかつたため、即興力は言わずもがな議題の理解も不十分であったと反省している。

■改善点 党と党の連絡を怠っていたため、質疑が被ってしまったことが挙げられる。今後開催する際は党同士が役割をはっきりと決め、円滑に準備を進められるようにするべきだと感じた。

■感想 今回の企画を通して、今まで見てきたものとは別の視点で議会を知ることができた。大衆の目にいくのはあくまで考察や結果であり、準備にどれほどの労力が費やされているのかはなかなか知ることができない。実際にその準備を経験することで議員の苦勞を知ることができたと同時に、今の国会が本来の趣旨といかにずれているのかを考える機会を得ることができた。

■反省点 周知活動が万全でなく、SA に告知メールを送信していただくまでほとんどの履修者がメディアの存在を知らない状況が続いていまし

た。告知メールを送信して頂いてからはホームページのアクセス数も157まで増加し、履修者向けメディアとしての機能は十分に果たすことが出来たと考えます。

■**改善点** 審議にあたり、法案の理解が不十分な部分があったので、会派を枠を越えた勉強会を実施すればより深い議論・質疑をすることが可能だったと考えます。

■**感想** 国会運営の一部を疑似体験し、法案成立の困難さ、そしてある種の面倒くささを肌で感じる事が出来ました。実際の国会議員や官僚がこの枠組みの中で議論をしていると思うと、畏敬の念を抱かざるを得ません。出来ることならまたこのような機会があれば参加し、「模範」となるような、さらにより良い議会運営をしてみたいと思います。

■**反省点** 他の企画運営者との連絡がうまくいかず、インタビューや情報収集が十分にできなかった。当日の広報について、もう一方の書売新聞がtwitterでの報道を行っていたので、私は差別化のためにホームページの記事を更新し報道していたのだが、当日、履修者がパソコンや携帯を使わず、そもそもアクセスがない状態、前画面に表示されたtwitterは見ても、わざわざホームページまでアクセスしてくれない状態が続いた。もっとメディアとして履修者に情報を知ってもらうために、当日に紙媒体で何か資料を配布すべきだった。

■**改善点** 先生方から指摘があったように、私も含めもう少し法案を読み込み、内容を理解すべきだったと思う。また、国会中継を事前に見て、議会の流れを把握しておくべきだったと思う。

■**感想** 初めはこの授業を教員免許を取るための必修で嫌でも受けなければならないものと捉えていたが、実際に授業で憲法の話聞き、模範議会などで議論や運営に積極的に参加してみると、案外興味深いものだった。教員は、学生からどんな質問が要求されるかわからないため、日頃から様々な経験を積んで置かなければならないが、今回の模範議会についても、非常に良い経験になったと思う。



## 資料① 法律案

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案（第193回国会閣第▲▲号）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第一条の趣旨を踏まえ、持続可能な社会保障制度を維持するための財源の確保を目的として、消費税率の改定を行うとともに、消費税の公平な負担を実現するための累進課税制を定めることを目的とする。

第二条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する

第二条第一項第九号の次に次の号を加える

九の二 課税単位 領収書又は帳簿等に記載される一項目をいう。

第二十八条第一項中「課税資産の譲渡等の対価の額」を「課税資産の譲渡等に対して請求される課税単位あたりの対価の額」に改め、「経済的利益の額とし」を「経済的利益につき課税単位ごとの請求額とする」に改め、「課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする」を削り、同条第二項中「支払」を「特定仕入れに係る課税単位ごとに請求される課税資産の」に改め、「権利その他経済的な利益の額」を「権利その他経済的な利益の一度の取引における額」に改め、「とする」を「とし、その一度の取引に関する消費税の総額はその課税資産に係る課税単位ごとの消費税の合計とする」に改める。

第二十九条を次のように改める。

消費税の税率は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

- 一 課税標準が千円以下である場合消費税の税率は百分の四とする。
- 二 課税標準が千円を超え一万円以下である場合消費税の税率は百分の六・三とする。
- 三 課税標準が一万円を超えた場合消費税の税率は百分の八とする。

第三十条第一項中「当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう（以下この章において同じ。）」を削り、「当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう（以下この章において同じ。）」を削り、同条第六項中「対価として支払い又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し若しくは貸し付け又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消



費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む」を「対価として支払い又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう」に改め、「当該課税期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額を控除した金額をいう」を削り、同条第八項第一号ハ中「資産又は役務の内容」を「資産又は役務の内容及びその課税単位」に改め、同条同項同号ニ中「支払対価の額」を「支払対価の額及び消費税額」に改め、同条同項第二号ハ中「内容」を「内容及びその課税単位」に改め、同条同項同号ニ中「支払対価の額」を「支払対価の額及び消費税額」に改め、同条同項第三号ハ中「及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第三号において同じ。）又はその合計額」を削り、同条第九項第一号ハ中「役務の内容」を「役務の内容及びその課税単位」に改め、同条同項同号ニ中「対価の額」を「対価の額及び消費税額」に改め、「当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む」を削り、同条同項第二号ニ中「役務の内容」を「役務の内容及びその課税単位」に改め、同条同項同号ホ中「支払対価の額」を「支払対価の額及び消費税額」に改め、同条同項第三号ハ中「課税貨物の内容」を「課税貨物の内容及びその課税単位」に改め、同条同項同号ニ中「及び地方消費税額」を削る。

第四十三条第一項第一号中「当該課税資産の譲渡等に係る課税標準」を「当該課税資産の譲渡等に係る適用税率ごとの課税標準」に改め、「当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額」を「当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の適用税率ごとの合計額」に改め、同条第一項第二号中「課税標準額に対する消費税額」を「課税標準額に対する適用税率ごとの消費税額及びその合計額」に改める。第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」を「課税標準である金額の適用税率ごとの合計額」に改め、「特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額」を「特定課税仕入れに係る課税標準である金額の適用税率ごとの合計額」に改め、同条同項第二号中「課税標準額に対する消費税額」を「課税標準額に対する適用税率ごとの消費税額及びその合計額」に改める。

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の八十三を次のように改める。

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

- 一 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条第一号の規定により算出されている場合、地方消費税の税率は、四分の一とする。

- 二 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条第二号の規定により算出されている場合、地方消費税の税率は、六十三分の十七とする。
- 三 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条第三号の規定により算出されている場合、地方消費税の税率は、八分の二とする。

#### 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中消費税法第二十九条の改正規定 公布の日から一年が経過した後、最初の四月一日

二 第三条 公布の日から一年が経過した後、最初の四月一日

第二条 本法律の公布の日から一年間を移行期間とし、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、次に定める取組を含め対策を講ずる。

一 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

二 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

三 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

四 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

五 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 理 由

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく安定財源の確保及び健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税率の引き上げを行うとともに、従来から指摘される個人並びに家庭の所得額に逆進性を孕む消費税の性格を鑑み、これを軽減させるための措置として消費税制に累進課税方式を導入することとする。これが、この法律案を提出する理由である

-----  
(修正案)

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十九条中一号、二号、三号を次のように改め、新たに次の四号を加える。

- 一 課税標準が五千円未満である場合、消費税の課税対象外とする。
  - 二 課税標準が五千円以上五万円未満である場合、消費税の税率は百分の八とする。
  - 三 課税標準が五万円以上十万円未満の場合、消費税の税率は百分の十二とする。
  - 四 課税標準が十万円以上の場合、消費税の税率は百分の十六とする。
- 第七十二条の八十三中一号、二号、三号を次のように改め、新たに四号を加える。
- 一 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条一号の規則にあたる場合、地方消費税は課税対象外とする。
  - 二 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条二号の規則により算出されている場合、地方消費税の税率は八分の二とする。
  - 三 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条三号の規則により算出されている場合、地方消費税の税率は十二分の三とする。
  - 四 課税標準額たる消費税額が、消費税法第二十九条四号の規則により算出されている場合、地方消費税の税率は十六分の四とする。

## 資料② 進行表

- 模擬「参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」(109分)

事 項	役 職	所 要
開議宣告	主宰者(会派①委員3)	7分
委員長選任	主宰者・会派②委員4	
委員長挨拶	委員長	
理事選任・政府参考人出席要求の件	委員長	
趣旨説明	財務大臣兼特命大臣	
質 疑(会派①・連立与党1)	会派①委員1	10分
質 疑(会派②・連立与党2)	会派②委員1	10分
質 疑(                   〃                   )	会派②委員2	10分
休憩宣告	委員長	10分
質 疑(会派③・野党1)	会派③委員1	15分
質 疑(会派④・野党2)	会派④委員1	10分
質 疑(                   〃                   )	会派④委員2	10分
修正案提案	会派③委員2	2分
反対討論(会派④)	会派④委員2	5分
賛成討論(会派②)	会派②委員2	5分
採 決	委員長	15分
附帯決議案動議提出	会派①委員2	
附帯決議案採決	委員長	
政府より発言	財務大臣兼特命大臣	
審査報告書作成承認	委員長	
散会宣告	委員長	

(15分休憩・本会議用に舞台設営)

- 模擬「参議院本会議」(60分)

事 項	役 職	所 要
開議宣告・議事日程宣告	議 長	1分
委員長報告	委員長	5分
討 論	反対討論(会派④)	10分
	賛成討論(会派②)	10分
	反対討論(会派③)	10分
	賛成討論(会派①)	10分
休 憩(10分)宣告 ※ 全体の投票・集計作業を実施。	議 長	10分
再開宣告・採決	議 長	4分
散会宣告	議 長	

## 資料⑥ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税率の引き上げを行うとともに、従来から指摘される個人並びに家庭の所得額に逆進性をはらむ消費税の性格を鑑み、これを軽減させるための措置として消費税制に累進課税方式を導入するために消費税法及び地方税法について所要の改正を行うため本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、消費税法を改正して、消費税に累進課税制度を導入し、課税標準となる取引金額が千円以下の場合には消費税率を100分の4、千円を超え1万円以下である場合は100分の6.3、及び、1万円を超える場合は100分の8とすることとしております。

第二に、地方税法を改正して、前述いたしました三区区分に対応した地方消費税率をそれぞれ4分の1、63分の17及び8分の2とすることとしております。

第三に、課税標準となる取引単位につきまして、全取引段階を通じた適正かつ明確な課税を実現すべく、税率記載の明示と記録を義務化するため、いわゆるインボイス制度の整備をはかることとしております。

このほか、消費税率の引上げ及びインボイス制度の導入を円滑に行うための所要の措置を講ずる旨の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 資料⑦ 質疑答弁集

### 会派① かりん党 問答集

大臣をはじめとして、関係者の方々のご苦勞様です。

○〔 法案提出の背景 〕

今法案のメリット、デメリットをお聞かせください。

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

メリットとしては収入による税負担の格差の軽減、国の税収の増加、公平・中立な税の転化があります。それによって、世代間格差の無い社会保障制度が確立できます。そして柔軟性のある税制度改革が実現します。デメリットとしては、頑張っても税金で取られるので、経済活動のモチベーションを低下させて経済効率が悪化すること、課税を強化された富裕層が、税負担を逃れるために国外へ移住する可能性が出てくることです。

では、政府は今の法案のメリットがデメリットよりもはるかに国民への利益が大きいのだという認識を持っているのですかね？それによろしいのですかね？

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

はい。これからの少子高齢化の一途をたどる現在の状況下に置いて、高齢者世代の割合が増加する中、世代間格差の無い社会保証制度の確立が最優先であると考えます。

諸外国と比較し、日本の消費税制度はどういった相違点があるのでしょうか？

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

お答えします。一概に諸外国すべてとは言いきれませんが、例えば、欧州の国は、日本の消費税率よりも非常に高く、「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるくらいに社会保障が充実しています。一方、日本はヨーロッパに比べて、所得課税が税収入として大部分を占めていて、消費税率の低い分を賄っています。以上が諸外国と日本の消費税制度の違いです。

では、日本は世界、特に先進国を相手に、経済上の差異を補うために、現行の消費税制度を法案のように変えることで達成できるという考えですね？

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

お答えします。世界との経済上の差異というよりも、まず日本の世代間、世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく、安定した財源の確保と健全化を同時に達成することを目指しています。

政府はそうした自信を持っているのだと受け止めてよろしいですね？

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

はい。

5・8・10の区別により一定価格の商品への購買欲の低下が予測されますが、経済への影響はありませんか？

(財務省主税局長)

お答えいたします。確かに、本法案の導入によって、高額の商品を購入する際は高額の消費税を納めることになります。しかし、低額な日常生活品などを購入する際は、現行制度よりも低い税率となります。そのため結果的に、高額な商品を購入にまわす資金が現在よりも増え、経済効率は悪化しないと考えます。

財源という点で、消費税率の引上げで消費が冷え込んで困る訳です。少し家計に与える影響について考えてみたいのですが、まず生活必需品に対する支出がどの程度であるのか、一般的な家計について把握している数字でお答えください。

(総務省自治税務局長)

お答えいたします。総務省統計局の2016年のデータによりますと、世帯人員2.99、有業人員1.34、消費支出282188(うち教養娯楽費28159、その他の消費支出58780含む)との数字を得ています。

上記の方針は累進課税制度となりますが、公平性はありますか？ご説明ください

(総務大臣)

お答えいたします。家計について、生活必需品については現行制度よりも低い税率、5%で済む場合があるので公平性はあると考えています。「累進課税制」によって、「家計における所得の貯蓄に回せる割合」に「選択性」を付与するものであるため、「高額の商品」を購入する際は「高額の消費税」を、低額の商品を購入する場合は「低額の消費税」を収めることになり、「節約」等の効果が現行制度よりも反映されやすく、可処分所得の低い世帯における負担は減少することとなります。よって、公平性はあると考えます。

今回の累進課税は3段階ですが、なぜ3段階でという区別の仕方なのでしょうか？

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

お答えします。税率に関して今回は「導入段階」であることから、国民の受け入れやすさを考慮しました。我が国において今までに導入された消費税率は「3・5・8」の三種類であり、10%に関しても引き上げが予定されていることと、計算しやすさを考慮すれば受け入れられることと思います。また、3・5・8ではなく「5・8・10」であることの理由としましては、本法案名から「世代間格差」が

解消された社会保障制度を構築するための安定財源を確保することであり、全体として「消費税の税収額が増加する」ことが目的であること、現状消費税率は10%に引き上げられることが予定されているために、本法案はその引き上げに際した家計に対する負担救済措置に過ぎないことを踏まえて決定いたしました。

今回の法案を提起された背景には貧困層への救済が原因の一つとなっていますが、そこで、貧困層の救済の必要性について根拠をお聞かせください

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。これまで一律に税率が定められていましたが、そうすると所得が少ない貧困層にとって不利が生じてしまっていました。例えば、生活必需品など生きていく上で必要な物も同じように税率がかかることによって、貧困層はただでさえ少ない所得をそれらに費やさねばならず、他のものになかなか手を出すことができませんでした。そういう意味で貧困層への救済のためにこの法案を提起しました。

今回の法案を提起された背景には貧困層への救済が原因の一つとなっていますが、そこで、貧困層の救済の必要性について根拠をお聞かせください

**(厚生労働副大臣)**

はい。消費税制度を改革することによって、むしろ逆進性を改善することにつながるので購入時に不公平が生じることはありませんし、より公平になります。

必ずしも負担の増加だけではないという点について、国民の皆さまへの周知をお願いいたします。安心できる社会保障のために消費税が不可欠であるというこの理解が広まるように、取り組んで頂きたいと思います。以上で終わります。

## 会派② おとつ党 問答集

大臣をはじめとして、関係者の方々のご苦勞様です。

○〔法案提出の背景〕

再度税の逆進性の現状についてご説明頂けますか。

**(財務省主税局長)**

消費税とは文字通り、消費者が消費した物やサービスに課税されるものです。消費者が消費するものには、必需品と奢侈品（贅沢品）があります。必需品の代表的なものとして、食料品があります。どの人も食料品を購入します。このため、低所得者の方が、所得から食料品に支出する割合が多くなります。例えば、年収200万円の人が年間50万円食料品に支出すると、所得の25%を食料品に割いていることとなります。これに対して、年収1000万円の人が貧しい人の支出の倍の100万円を食料品に支出したとしても、食料費の負担は所得の10%に過ぎません。食料費の負担



は低所得の方が高いのです。消費税によって食料品の価格が上昇すると、低所得者の負担がより大きくなります。これが逆進性と言われるものです。税率が一律にかかっている現状は、低所得者を圧迫しています。

1万円以上が10%という具合に金額別に税率を変えることにより、本当に逆進性が解消されるのですか。

**(財務省主税局長)**

法案は「累進課税制」によって、「家計における所得の貯蓄に回せる割合」に「選択性」を付与するものであります。よって、「高額の商品」を購入する際は「高額の消費税」を、低額の商品を購入する場合は「低額の消費税」を収めることになり、いわゆる「節約」等の効果が現行制度よりも反映されやすく、可処分所得の低い世帯における負担は減少することとなります。また住宅や車といった生活上必要な高額商品に関しても、まず「節約の効果」があれば当然その高額商品を購入する際の資金に当てられる貯金が増えること、その他「エコカー減税」や「住宅減税」と言った消費税以外の減税措置等により負担は軽減されるため、消費に関する税制として見た場合、逆進性は軽減されると言えます。

財務大臣にお聞きします。そもそも、1万円以上、1000円以上1万円以下、1000円以下の金額の区切りにした理由はなんですか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

平成16年度の総務省統計局の家計出資結果より、日本の各世帯の食料品にあてる月平均額は約4万円であり月4回買い物に行った場合、月2回買いだめをしない限り、8パーセントの税金が現行の制度同様の利率でかかります。

本法案は国民の皆様にごできるだけ負担を強いることなく財源確保を目的としているため、場合によっては節税できる手段を提供するために3段階の区切りにしました。

○〔社会保障・税の一体改革に関して〕

現在社会保障・税一体改革を進めている最中であると思いますが、消費税の当て方に関して、具体的にどのような変化がありましたか。

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。日本は高齢者が多く、社会保障関係の予算の多くは年金や医療費、介護費など高齢者に使われることが多くありましたが、税収入が増えることによって、より多くの金額を子育て世代や若者世代にも充てていくことが可能になりました。

本改革に伴い、従来介護など高齢者向けに使われることが多かった消費税が子育て世代の若者にも使えるようになったということですが、お間違いはないですか。

**(厚生労働副大臣)**

はい。高齢者向けに年金や医療費も増やしますが、もちろん子育て世代の若者にも多くの金額を当てていくことが可能になります。

若者世代に使う際、具体的にどのような分野に消費税を充てる予定ですか。

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。日本は現在少子高齢化社会という問題に直面しており、今後更なる人口減少が予測されます。そのような事態に対応するべく、増えた税収入で少子化対策に予算を充てていくつもりです。

子育て世代に対して社会保障費を充てることにより、どのようなメリットがあるのですか。

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。はい。日本は現状、少子高齢社会でありこのままいくと人口が減っていくことが予想されます。そのようなことを防ぐために増えた税収入で少子化対策に予算を充てて、子育て世代が自分の子供を育てやすい環境を整えることができるというメリットがあります。

社会保障・税一体改革では法人税や所得税も改革していますが、本法案ではなぜ消費税の改革を行うのですか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

お答えします。従来から指摘される個人並びに家族の所得額に逆進性を孕む消費税の性格を顧み、これを軽減するための措置として消費税生に累進課税制度を導入します。

ありがとうございました。

引き続き、質問を行います。大臣をはじめとして、関係者の方々はご苦勞様です。

○〔税収増加に関して〕

早速ですが、厚生労働副大臣にお聞きします。本法案によって増加した税収は社会保障費のどの分野に当てる予定ですか。

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。今現在、社会保障関係費の多くを年金、医療費に充ててますが不足している部分もあります。そこで、まずはその不足している年金、医療費部分に増えた税収を充てて、残りの金額で他の分野を補っていくと考えています。

増税はただでさえ国民に負担がある中、そこに社会保障費を当てることは国民に

とって利益はあるのでしょうか。

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築すべく安定財源の確保及び健全化を達成するためにこの法案を提起したのであって、国民にとってはメリットの部分が大きいです。

そもそも政府は社会補償関係費削減の努力はしているのですか。

(厚生労働副大臣)

はい。懸命に努力しております。具体的な数字としましては、概算要求で6400億円だった自然増分を削り、4997億円に抑えました。

根本的な話ですが、本法案により税収増加は期待できるのですか。

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

はい。まず、結論としては家計における消費税収はほぼ横ばいないしは贅沢品に関して増税という傾向となることが予想されます。また、企業間の取引に関しては税収増の傾向が高いです。実際に法人税や設備投資に関する減税措置がとられている現状を考慮すると、企業負担が膨大となることはないと言えます。

10%・8%・5%の税率を採用したのはなぜですか。

(財務省主税局長)

税率に関しては「導入段階」である今回は、「国民の受け入れやすさ」を考慮しました。現在までに我が国において導入された消費税率は「3・5・8」の三種類であり、10%に関しても引き上げが予定されていることと、計算上の簡易さを考慮すれば受け入れられる土壌が存在すると言えます。またその点につき「3・5・8」ではなく「5・8・10」であること理由は法案名の通り「世代間格差」を解消された社会保障制度を構築するための安定財源を確保することであり、全体として「消費税の税収額が増加する」ことが目的であること、現状消費税率10%に引き上げられることが予定されており、本法案はその引き上げに際する家計に対する負担救済措置に過ぎないことを踏まえて決定した次第であります。

本当にその税率は最適なのですか。

(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)

質問の「最適」とは、誰にとって何を目標とした時に「最適」なのか理解しかねますが、我々政府の方針としては、適した税率だと考えています。

○〔今後の展望に関して〕

本法案成立後の対応はどのようになっているのでしょうか、状況によっては税率

の変更ということは考えているのでしょうか、それとも基本この税率を変えないつもりなののでしょうか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

お答えします。将来的な税制のあり方に関しては国民的な議論に委ねられることとなりますが、少なくとも本法案によって「消費税に累進課税制」が挿入された場合、例えば「課税標準100万円を超える場合は15%とする」など、より「累進的な税率」を導入することや、「一律15%の税率」にする場合の段階措置として、課税標準ごとに部分的に税率を上げていくと言った「柔軟な段階措置」と言った手段も講じることができるものと予測できます。何れにせよ今までは「税率を上げるか否か」「上げるとしたらどのくらいか」という点でしか議論がなされなかった消費税制において、「課税標準ごとの税率」「累進的な税体系」が導入されることで、より柔軟な税制の構築が可能となると言えるでしょう。

低所得者は年金の増額、国民健康保険料の軽減などと、金銭面において優遇されていますが、平等性の観点からどうお考えになりますか。

**(厚生労働副大臣)**

お答えします。そもそも一定の税率を課している消費税制度自体に逆進性が孕まれており、その逆進性を軽減するためにこの消費税の累進課税法案を提起したのであって、低所得者と高所得者がより平等になると考えています。

本法案により増加した税収は、高齢者世代のみではなく、子育て世代にも用いられるということは幅広い世代に対して、消費税増税のメリットがあると考えてよいのでしょうか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

はい。先ほどお答えした通り、日本は現在少子高齢化社会という問題に直面しており、そうした事態に歯止めをかけるべく、増えた税収入で少子化対策に予算を充てて、子育て世代が自分の子供を育てやすい環境を整えることができるというメリットがあります。

平成27年度に10%への引き上げを延期しており、今までも増税に対して消極的な姿勢が見られましたが、今後増税は本当に実現するのでしょうか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

お答えします。現在日本経済は足踏みしており、国内総生産（GDP）6割は個人消費によるもので、停滞の雰囲気がはびこっています。そのためリスク回避として2年半延期の運びとなりましたが、本法案は現行の政策よりも消費者の負担が少なく、財源の確保も見込まれるため、実現する可能性が極めて高いと言えます。

### 会派③ 民退党 問答集

#### ○〔諸外国との比較〕

まずは今法案提出の背景についてご説明願います。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

消費税率の引き上げを行うとともに、消費税に累進課税制を導入します。これは、世代間、世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するべく、安定財源の確保と健全化を同時に達成することを目指します。

では諸外国と比較し、日本の消費税制度はどういった相違点（メリット・デメリット）があるのでしょうか？

**(財務省主税局長)**

お答えいたします。消費税は、国民に広く公平に税の負担を求めるものです。日本の8%という税率は一度の買い物につき払う額が諸外国と比較して低くなっておりませんが、家計レベルで考えますと先ほど説明しました逆進性により低所得者を圧迫しているという評価があると認識しております。

具体的な数字で各国の税率を比較すると、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー25%、イタリア22%、オランダ、ベルギー21%、フランス、イギリス、オーストラリア20%と、ヨーロッパ諸国は軒並み高く、アジアでも中国17%、フィリピン12%となっております。

これは一見、低い消費税率に見えますが、ほとんどの国で食料品に課す消費税は低く抑えられています。例えばスウェーデンは付加価値税として25%となっておりますが、食料品には12%の税率が適用されます。また、中国の消費税は奢侈税と呼ばれていて、贅沢品にしか課せられません。この奢侈税の対象となる品物は年々項目が追加されているようですが、たとえばタバコやお酒、化粧品、自動車、ゴルフ関連用品などがあげられます。

このような状況に鑑み、消費税の税率引上げに伴う逆進性の緩和を行うことが、本法案の記とすると承知しております。以上でございます。

#### ○〔軽減税率との比較〕

主に欧州において消費税の軽減税率が導入されています。つきましては我が党内においてそのような案が出ております。株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センターの「軽減税率導入による日本経済及びかけ家の影響」によりますと、日本経済への影響として5%から8%の増税が行われた際、駆け込み需要が発生しております。特に、消費を耐久消費財、半耐久消費財、非耐久消費財、サービスの消費に分けると、駆け込み需要の規模として多かったのは耐久消費財でありました。その後の傾向として大規模の駆け込み需要が生じた後、緩やかな反動減が認められます。しかしながら軽減税率の導入によって駆け込み需要とその反動を抑制することがで

きます。

ですので、累進課税の導入に伴いそのような効果が認められるかお教えてください。

**(財務省主税局長)**

まず、事実関係としてEUの総人口は5億を超えています。そして日本の人口は約1億2000万です。そして、現在では電子技術の発達もあり、電子インボイスなどを導入することによってコストは削減できます。また、規定も少しずつ違うので一概に比較することはできません。また、既存の請求書等に税額、適用税率及び登録番号を記載すれば、インボイスの要件が満たされることから、簡易な改修を施したシステムを導入しさえすれば、さほどの負担にはならないとも考えられます。しかし、インボイス方式が帳簿方式よりも納税協力費用がかかるのも事実です。ですが、この法案では税収の増加が見込めます。長い目で見ればインボイス方式の導入は利点の方が多く思えます。

食料品への軽減税率は、必ずしも低所得者対策にならない可能性があるということが挙げられます。その理由は、広く指摘されているように、負担率で見た時には低所得者に恩恵が大きいものの、軽減された税額で見ると高所得者ほど税負担の軽減額が多いことにあります。このように、世帯属性ごとに税負担緩和効果のばらつきが同様のケースとして累進課税でも見られると思いますがそこはどうお考えですか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

本法案は、高額の商品を購入する際は高額の消費税を、低額の商品を購入する場合は低額の消費税を収めることになり、いわゆる節約の効果は現行制度よりも反映されやすく、可処分所得の低い世帯における負担は減少する効果が見込まれます。また消費者負担額に関して、「税率を単純一律10%に引き上げる」とことと比べた場合、生活必需品等必要最低限の「基礎消費」に係る物品等は実質的に減税とまでは言えませんが、単純に10%に引き上げられるよりも負担は軽減されると言えます。実際の現行制度下におきましても、納税額を切り口に見た場合、所得の高い人ほど納税額が高いです。このことから税負担緩和効果のばらつきは現行制度下でも見られるものであり、納税額から見た場合、必ずしも緩和効果のばらつきが累進課税により作られるとは言えません。

○〔課税の割合設定〕

具体的な内容に入りたいと思います。今回の累進課税は3段階ですが、なぜ3段階でという区別の仕方なのでしょうか、また1000円、10000円の区切りの具体的な根拠についてもお聞かせください。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

累進課税が3段階であることは先ほどお答えしました通り、現在までに導入された消費税率が「3・5・8」の三種類であり、今後10%に関しても引き上げが予定

されていることや計算のしやすさを考慮すれば国民の皆様にも受け入れられることが予想されるためです。そして、1000円、10000円の区切りの具体的な根拠といたしましては、先ほどご説明した通りです。

累進課税が実施され、通常通り8%の時と比較して生活必需品の税収の減少は免れませんが、財務省の発表によると生活必需品の消費税率を1%低くした場合の税収の減少額は200億から6600億になると言われております。細分化すると飲食料品全体で税率を1%下げるときに6600億円、酒と外食を除くと4900億円の減収になります。(日本経済新聞2014年5月7日記事一部引用)

それゆえに、さらなる税収の見込みが見られるように価格をさらに細分化した上で最高税率を引き上げる税制度が必要であると思っておりますがどうお考えでしょうか。

**(財務省主税局長)**

まず、最高税率を引き上げることに關してですが、最高税率のかかる嗜好品は価格弾力性が高く、値段が上がると需要が大幅に減ります。つまり、最高税率が上がるときにも同じことが言えます。これでは税収の増加を見込めません。また、確かに税収の増加は目的なのですが、そのために生活必需品などの税率を低くしなかったり、または高めの税率を課した場合、法案の名前にもある、世代間、世代内の公平性を確保すると言う趣旨に反してしまう。理由は先ほどまでに述べたとおりである。また、似たような考えとして複数税率というものがあるが、これは、価格ではなく、物品に応じて税率を設定する複数税率の場合、まず複数税率は「どの領域を非課税、ないしは減税」するかに關して政治的恣意性が介入し、「税の公平・中立」という観点から、本法案における累進課税制に比べ説得力を欠くことになる。特に陳情等で税率が簡単に変更されてしまう可能性を孕むこととなり、消費税が導入された時の「広く薄く公平な税制の構築を図る」という理念に反することとなる。また、複数税率である場合、「原材料は高税率」で「物品(付加価値)は低税率」という「ねじれ現象」を生じかねず、この点についても「不公平」感を与える可能性がある。さらに、かつて消費税が導入される以前に施行されていた「物品税」において「課税対象品目か否か」で訴訟に発展したり、国税局の支部レベルで見解が割れるなど、「明確かつ絶対的な基準」を示すことが困難であった。

特に現代で「品目ごとの複数税率」を導入する場合、「この物品がどのような領域に属するか」において、「物品税」の時代より複雑になることが予想されると言える。

○〔課税の割合設定〕

今法案について、社会保障費は現行法案と比較してどれくらい予算で拡充ができるでしょうか？



**(厚生労働副大臣)**

具体的な予算については財務省主税局長からご説明申し上げます。

**(財務省主税局長)**

お答えします。はい。消費税制度を改革することによって、むしろ逆進性を改善することにつながるので購入時に不公平が生じることはありませんし、より公平になります。

しかしながら内閣府の昨年度の調査からもわかるように、社会保障費は高齢化や高額な医療費の負担増に伴い年々増加傾向にあります。果たして今法案で補うことができるものなのでしょうか？

**(厚生労働副大臣)**

はい。本能案の導入により社会保障制度を構築するための安定財源が確保されることによって、年々増加する社会保障費を補うことが可能であると考えております。

**会派④ 愛すべき左翼党 問答集**

まず、現状日本の財政についてお伺いします。国債購入者は主に国内の投資家および企業であり、万が一の事態が訪れても、限定的なものにとどまるものと考えます。このすなわち現状でも十分回っているのである財政に関して、累進課税制度導入及びインボイス制度の導入という形で国民に対して負担を強いるのは不適切ではないのでしょうか。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

まず、本法案を提出した背景として、現行下の制度では将来的に財源不足のために世代間及び世代内の公平な社会保障制度の構築が困難であること、またさらなる財源の健全化という目的があります。現行の帳簿方式では、消費者が税金として支払った料金の一部が税として業者から徴収をされていないという問題点があります。インボイス方式を採用することで消費者の税負担は現行制度のまま、業者に支払われた消費税が適切に転化され、公平で平等な税制が実現できます。また先ほどもお話ししたように、累進課税制度の導入は場合によっては節約・節税の効果があるため、国民の皆様にはむしろ現行制度より負担を軽減するものであると言えます。

なぜ安定財源の確保健全化という目的のもとで、我々の生活に直結する消費税を着目したのかという点をお伺いします。財政の健全化を目指すならば、まず、政府の税金の使い方、すなわち、適切に適当な額の金額の支出が行われているのか、もしくは収税の70%を占めている法人税をはじめとした他の税金のあり方について見直すべきであると考えますが、政府の見解をお聞かせください。

**(財務大臣兼内閣府特命担当大臣)**

今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者

は増えていきます。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなります。特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられます。またここ10年くらいで見ると、所得税や法人税の税収は不景気のときに減少していますが、2012年財務省の調べによると、消費税は毎年10兆円程度の税収が続いており、税収が経済動向に左右されにくく安定した税と言えます。安定した財源を得るためには、安定した税収が必要であり、今回は消費税に着目し、改革を推進している所存です。

今回の法案によって、消費税単体の税収は増加することが見込まれます。しかし、この税制を導入することで高額商品の購入への動機が損なわれてしまうことが予想されます。その結果消費活動の萎縮につながり、本来の目的である税収の増加が実現しないのではないかと考えられますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**(財務省主税局長)**

まず家計における消費税収は「ほぼ横ばい」ないしは「贅沢品」に関して増税という傾向となることが予想される。また、企業間の取引に関しては「税収増」の傾向が高いが、法人税や設備投資に関する減税措置が取られている現状を鑑みると、企業負担が「膨大」となることは無いと言えます。

先ほど述べた通り、複数税率でなく累進課税制を導入することによって、高額商品を取り扱う会社への負担が大きくなってしまふことが考えられますが、それらの会社に対する処置はどのようなものをお考えでしょうか。

**(財務省主税局長)**

エコカー減税や住宅減税など、法人税や設備投資に関する減税措置が取られている現状を見ると、そのような企業負担があまりにも膨大となることはないと言えます。

また、現行の制度よりも複雑なものにすることによって、制度の穴を抜けようとしてくる企業が現れる可能性があると考えます。例えば、今まで複数個入りで1000円を超えていた商品をバラ売りにするといった、内容量を減らすことで値段を抑えて課税額を減らすといった逃れ方が考えられますが政府の御見解をお伺いします。

**(財務省主税局長)**

バラ売りによる課税額を逃れる行為が起こることは否定的には捉えておりません。5%の課税額の商品を国民が積極的に購入することになれば、国民の購買意識も高まり、高額商品を購入する余裕も生まれていきます。課税額の高い商品を増やせばいいというのではなく、課税額の低い商品で経済も回って行くのであれば、プラス

と捉えられます。

次にインボイス制度導入に関して質問いたします。確かに、本法案が掲げるインボイス制度導入によって、形式上は公平な税徴収が可能であります。しかし政府が本来掲げているのは財政の健全化であります。であるならば、インボイス制度の導入による財政への効果を定量的にお示しいただきたく思います。

**(財務省主税局長)**

インボイス移行のための負担や明細書を作成する側の負担も挙げられていますが、全ての商品や取引に税率の記載が必要になることで不正は大きく軽減されるでしょう。また税の取りこぼしもなくなることも考えればメリットの方が大きいと考えられます。

煩雑なインボイスを既存の事業者を導入することは、事業者に大きな負担を与えかねないため、最新の注意が必要と考えます。そこでインボイス導入に向けた具体的な制度設計についてお聞きします。返品もしくはレポートの際に煩雑なインボイスをどのように交付するのでしょうか。

**(財務省主税局長)**

まずは、インボイスの基本情報は漏れないように記入されていることを条件とします。作成日、作成地、依頼主、住所、お届け先、内容品の詳細などは必須条件として書かれているとします。煩雑なインボイスに関しては、行政書士などに依頼して正確なインボイスを作成していただくことで対応していただきます。

事業者の負担という観点でもう一点質問させていただきます。既存の帳簿方式からインボイス方式を導入することによって様々な記録や税額計算が求められます。つまり、事業者は新たに納税協力費用を課されることになるわけであり、実際にインボイス制を導入しているEUにおいて、納税協力費用は2009年において、795億ユーロと推計されました31ユーロ120円で計算しても、その額の大きさは明らかであります。導入経過のEUにおいてさえ、このような莫大な金額の負担を強いるインボイスを一からの準備が必要な日本に導入した際の負担は計り知れないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**(総務省自治税務局長)**

免税事業者はインボイスを発行できないこととされており、免税事業者は付加価値税を請求できない。この結果、売上に係る消費税から仕入に係る消費税額を控除した金額が免税事業者に溜まる「益税」の発生が避けられます。以上が我々総務省の管轄下において挙げられるメリットですので、経済活動に関しましては担当省庁までお問い合わせ願います。

次にインボイス導入による免税事業者の経済活動への波及効果について質問いたします。そもそも免税事業者は日本における全事業者の49.5%を占め、経済において大きな存在です。そんな免税事業者からの仕入れの際には、インボイス制度導入によって支払税額控除が適用されません。したがって、仮に買い手となる事業者が仕入先に免税事業者と課税事業者の双方が存在し、同一の商品、同一の料金を販売していた場合、前者からの仕入れには支払税額控除が適用されないため、実質的な仕入れ価格が高くなります。それは買い手の事業者が免税事業者を避けるインセンティブを与え、自由な経済活動を本法案によって阻害する意味しています。その点に関して政府のお考えをお聞かせ下さい。

**(総務省自治税務局長)**

インボイス移行のための負担や明細書を作成する側の負担も挙げられていますが、全ての商品や取引に税率の記載が必要に、なることで不正は大きく軽減されるでしょう。また税の取りこぼしもなくなることも考えればメリットの方が大きいと考えられます。

※ 本問答集は、政府役の企画運営者が作成した資料について、明らかな誤字脱字・答弁者の間違いなど最小限の修正を事後的に行なったものである。したがって、答弁内容に誤りがあったり、質問への答えになっていないこともある。

## 資料⑧ 委員会における反対討論文

私は愛すべき左翼党を代表いたしまして、ただいま議題となっております「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論させていただきます。

まず申し述べておきたいことは、我々、愛すべき左翼党は日本の安定財源の確保と健全な財政を強く望む政党であるということです。しかしながら本法案には明確に反対の意を表明いたします。それは本法案が財政の健全化という目的を達成するにはあまりに不十分ということのみならず、日本経済、つまり我々の生活に与える影響が計り知れないからであります。以下累進課税制、そしてインボイス制度という二つの観点にわけ理由を述べさせていただきます。

まず、第一に、本法案は財政の健全化という目的を達成するにはあまりに不十分であります。本法案による累進課税導入によって、税収が増加する可能性が極めて低いということでもあります。確かに日用品などの安価な製品は現在より相対的に価格が下がることため購買意欲に影響は考えられません。しかし、1万円以上の高額な取引に今よりも重い課税をすることによる、国民の日々の消費の購買意欲への影響について何ら分析はなされていません。ともすれば消費のインセンティブを低める可能性もあります。このことこそ本法案が財政の健全化という目的を達成するには、あまりに不十分である理由であります。

第二に、インボイス制度の導入が日本経済に与える影響について述べます。そもそもインボイス制度というのは、物の取引において、既存の帳簿方式を複雑化し、税の徴収を厳格化したものであります。必然的に、インボイス制度の導入は、事業者に対し多くの負担を要求することになります。この点において我々は強い問題意識を持っております。確かに手続きの厳格化を行うことによって、本来であれば国庫に入る税金が徴収できるわけですから、一見税制の健全化という目的に合致しているようにも見えます。しかし、国庫に徴収できる税は、複雑な手続きを要求された事業者が払うコストと比較して、果たして多いのか、本法案が財政健全化にどの程度資するものなのか。未だ定量的な分析は一つ判然としていません。既にインボイス制度を導入しているEUを例に挙げると、2009年時点で事業者に対して795億ユーロにも相当する事務負担を強いており、その事務負担の深刻さが問題となっています。一からの導入となる日本の事業者にとって、その負担は計り知れません。まさに日本の経済を支える事業者の甚大な損失に直結するのです。さらに、日本の全事業者の約半数を占める免税事業者にも大きな影響が及びます。現行の帳簿方式では支払いの際に、税額控除が適用されております。しかしインボイス制度の導入によって、事業者は支払いの際に税額控除が適用されなくなります。つまり、同一の商品、同一の価格の場合、免税事業者よりも課税事業者の方が選ばれやすくなり、

免税事業者が取引段階において排除される恐れがあるということ意味します。このことは自由な経済活動を阻害しているといっても過言ではありません。まとめるとインボイス制度の導入は不明瞭な政策効果と、莫大な事業者への負担という、大きな2つの懸念が横たわっているのです。

以上の理由から我々は本法案に反対いたします。改めて我々が認識しなければならないことがあります。それは我々が今議論しているのは何であるかということです。我々が今こうして議論しているのは他でもない、国民の血税であります。だからこそ我々には、緻密な分析と正確な議論が必要不可欠なのであります。

ここに政府与野党の国民に対する真摯な議論への期待を表明し、反対の討論を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございます。

## 資料⑨ 委員会における賛成討論文

私は、おとつ党を代表しまして、ただいま本委員会の議題となっております、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

第一に、消費税を消費品目の値段ごとに3段階に分け、高所得者と低所得者に対応するように処置したことです。従来の税制度では所得額に関係なく一律の税率であったため、高所得者に比べ低所得者の税負担率が高いという、逆進性を孕んでしまっていたのは確かです。その問題に対し、税率を消費品目の値段ごとに3段階に分けることで、その逆進性を改善することができますと考えます。また本法案には個人が努力することで節約することができるという利点もあります。そのため低所得者の下層にも対応することができますと考えます。

そして第二に、増税による社会保障制度の財源確保の安定化によって、さらに幅広い世代に対し税金を使うことができるということです。近年、日本の深刻な少子高齢化によって年金に必要な社会保障費額が年々増加傾向にあります。それに伴いさらなる増税を処置することは、国のためだけではなく国民のためにも必要不可欠であるという現状です。本法案により社会保障費の財源確保が安定すれば、年金不足が軽減することに加え、他の世代に対する社会保障も促進することができます。例えば子育て世代に割り当てることで、少子高齢化をさらに抑制することができる考えます。加えて、税が増えることで多世代にメリットを持たせることができるため、増税による財源増加はすなわち低所得者の救済にも回ることになり、低所得者は損をせず、むしろ得をすることができます。

最後として第三に、今後の更なる増税に向けての導入として、本法案による改正を取り入れることができるということです。先ほども申した通り、現在日本は少子高齢化が着実に進行しています。また医療技術の発展に伴って、医療費の支援もさらに増加すると考えます。そのため、近いうちに消費税が10%に引き上げられるのも時間の問題です。さらなる増税を行う際は、混乱を避けるためにも国民にそれを慣れさせる必要があります。その導入として今回の改正案はふさわしいものであると考えます。

このように、本法案は逆進性を解消するだけでなく、幅広い世代に対し多くの利点を与えることができます。またこの改正で止まることなく、次の増税に向けた準備をすることもできます。税率を上げることが国のためだけではなく国民のためにもなるということを認識し、それに踏み出すべきだと考えます。

以上、本法案に賛成する理由を述べまして、私の討論を終わります。



## 資料⑩ 附帯決議案

私はただいま可決されました「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、おとつ党、かりん党、民退党及び愛すべき左翼党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

-----  
「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

- 一 社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、全体として均衡と整合性がとれたものとするよう引き続き努力すること。
- 二 一層の行政改革を推進し、消費税率を必要不可欠な水準にとどめるよう努力すること。
- 三 社会保障制度に対する国民からの信頼と理解を得るため、社会保険と税との関係及び国の財政と地方財政との関係を含め、社会保障に関する総合的な収支を区分して管理するとともに、社会保障給付の内容ごとに受益と負担の関係を国民に対して透明性をもって明確に開示するための取組を実施すること。

右決議する

-----  
何卒皆さまのご賛同を賜らんことをお願い申し上げます。

## 資料⑬ 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本法律案は、世代間および世代内の公平性が確保された社会保障制度の構築および税制の抜本的な改革の一環として、消費税率の累進課税方式の導入等を行うため消費税法及び地方税法の一部を改正することを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、税収の使途、税の逆進性解消に向けた政府の取り組み、税率設定の根拠、インボイス方式の制度設計等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、民退党の〔 〕委員より、修正案の提出がありました。次いで討論に入りましたところ、愛すべき左翼党を代表して〔 〕委員より原案に反対、おっとっ党を代表して〔 〕委員より原案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数を持って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

## 資料⑭ 本会議における反対討論文

私はただいま議題となっております、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案に対して反対の意見から討論を行います。

まず、政府が行っている税収の計算方法です。特に家計における計算方法と結果“家計においてはほぼ横ばい贅沢品について微増”ということについて指摘します。簡潔にここで説明するならば、“1000円未満の買い物することはほとんどない”というものだったのです。すべての家庭は週に二回しか買い物をせず、まとめ買いをすると仮定していたのです。しかしながらこのような考えが正しいとは思えません。もし、この法案が通り施行されれば、まず間違いなくレジに何回も並ぶ客が表れてしまうでしょうし、これまではまとめ買いだった客は毎日のように小売店に通うこともあるでしょう。それは、小売店からすれば販売効率の低下につながり、不利益を被るといっても差し支えないように思います。

次に、累進課税の方式をとることで逆進性を取り除き積極的公平性を追求するとのことでしたが、その逆進性が本当に存在するかどうかです。「厳密な意味での逆進性」は見られていないと考えていますが、それは全収入に対する消費税の納税額の比率について、所得を5段階に分けて見ても第一分区（最低所得グループ）と第五分区（最高所得グループ）で1%未満の差しかないので。また、同区分で納税の額面を見ても第五分区のほうが13万も高くなっており所得と納税額に正の相関があると断定できます。にもかかわらず、なぜ逆進性があると言われるのかは、割合で見た際に1%は変わらないとしても数字としては負の相関を示しており、弱い相関ではありますが存在しているのです。

そして最後に掲げている社会保障制度に対する費用の確保です。現行の一部改正する法律案ではそれが十分には行えないように思うのです。その理由は二つあります。

一つ目が、そもそも累進課税にすることで逆進性をなくす若しくは低所得者の負担を減らすという考えでしたが、税収を増やすことを考えて10%への増税があったのにもかかわらず税収が如何ほど増えるか定かでない現状の累進課税にしてよいのかということです。この法案で最も考慮すべき相手は社会保障制度を利用する方々であって、低所得者にピントを合わせて行動をとるのは本来の意義からも外れているように思います。また、低所得者について考えなくてよいのかという意見については、生活に支障がでるほどの低所得者の方々を支える公的扶助を行うための財源確保の法案ですので、すでに考慮に入っているものとみなします。

二つ目は改正前である現在と比較して1~1000円での購入の際には適用税率が5%となり負担が軽くなっていることです。この負担が軽くなるということは納税額が少なくなっていることを示しており、日本経済新聞の2014年5月7日記事の一

部から財務省が生活必需品に関して消費税率を1%低くした場合の税収の減少額は200億から最大6600億になるといわれています。特にアルコールを含む飲料と外食を除くと飲食料品全体で見るときには税率を1%下げると税収の減少額は4900億円となります。このような中で一部の区間であっても8%から5%に率を下げてしまってよいのか、具体的にはかなりのいやくがあります。4900億円の三倍である1兆4700億円を他の区間における消費税の税収で大きく上回り社会保障費を賄うに至るのみに疑問を持ちます。

だからこそ全体としての税率を引き上げ、安定した税収が必要なのです。手元の民進党の資料に社会保障費の推移が書かれています。それによれば毎年1・2兆円ほど予算が増加されていることがわかります。つまりは、来年以降も予算はよりおおく確保されるであろうことは容易に想像できるのです。そしてまた足りないとなれば増税しか道がなく、何度目かの増税に踏み切ることになります。現行の改正の法律案ではそのリミットまでの期間が短くなりすぎると考えます。

もちろん、累進課税に反対するわけではありません。もし複数税率を導入すると「どの領域に課税、どの領域は非課税もしくは減税」するかを我々の手で決めることができるためデメリットが大きいと言え、そのデメリットは大きく二つあります。

一つ目は「原材料は高税率」「物品（付加価値）は低税率」という「ねじれ現象」を生じかねず、この点についても「不公平」感を与える可能性があることです。これによって企業や小売店が本来必要とされない負担をしていくかもしれませんし、逆の現象であれば合法ながら脱税にも近いことが行えてしまいます。

また二つ目は、「税の公平・中立」という観点から、本法案における累進課税に比べ説得力を欠くことになることです。それは、適用の品目領域を決める際に、ひどい例を強いて挙げるとするならば、賄賂によって特定の領域の税金を安くしてもらおうとする人間が表れてもおかしくないということです。公平と中立を保つためには、「明快かつ絶対的な基準」が求められますが、現代において様々な物品がどの領域に属するのかが、より複雑になっており基準を作ることが難しいと判断されるのです。つまり施行すれば絶対的でない基準に疑問を呈した人間による訴訟がとめどなく起こることが想像されるのです。

ですが、累進課税に賛成しているとしても現段階の改正の法律案には賛成しかねます。それは上記の通り5・8・10%の区分に問題ありと考えるからです。本来のこの法案の意味を考えるのなら税収が大きく増えてくれなくてはなりません。しかし家庭の計算では微増であって、その額は不透明であり税収が減少する可能性もあるままでは目的を達成できないと考えるのです。

よって、提出された法案は目的達成に不足があるとして修正案のように税率をより引き上げたものとするべきだと考えます。

以上の理由より、私は本法案の実施に反対します。

## 資料⑮ 本会議における賛成討論文

(その1)

私は党を代表して、ただいま議題となりました、「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論を行います。

まず第一に、現行の制度や法律では、現状に適していないということです。平成28年の総人口は約1億2692万人で、生産年齢人口は約7650万人、65歳以上の高齢者人口は3467万人であります。65歳以上の高齢者の方1人を生産年齢人口の2.14人で支えている現状であります。2025年にもなれば、これが1.8人で支えると推計されているわけであります。

高齢者1人を生産年齢人口8人で支える胴上げ型であった社会保障、特に年金の構造は2、3人で1人を支える騎馬戦型へと急速に変動してしまっている現在、1人で1人を支える肩車型へと移りゆくのも時間の問題です。

それに伴い、社会保障給付費も右肩上がり、現在は約120兆円にも及び、国や地方自治体の負担は増えていく一方、手を打たなければ財政赤字は進む一方であります。現在の制度を継続させるだけでいいとはとても言えないことはお分かりだと思います。

また、社会保障給付費の内訳を見れば、年金が全体の約50%、医療が約30%、介護に約9%、子供・子育てに約5%となっています。もちろん高齢者の方を支えるため、高齢者に向けた社会保障を行うことは非常に重要なことのひとつではあるでしょう。しかし、これで世代間の公平性が確保されていると言えるのでしょうか。また、長い目で見たときの根本解決になるのでしょうか。子育て支援の手薄さを感じませんか。2016ユークキャン新語・流行語大賞のトップテンに「保育園落ちた日本死ね」の文言が入り、メディアでも待機児童の増加といった問題は取り上げられることが多くなりました。「何が一億総活躍社会だ」と、そう言われることは何も不思議なことではありません。そのような問題が浮き彫りになった現在、子育て支援を手厚くせずにはいつ行こうというのでしょうか。子育て支援においては、金銭だけで解決することだけではありません。例えば、保育園認定のシステムなどとの兼ね合いもあることは思います。しかし、やはり財源が足りないということは大きな要因であることは疑いようもないはずです。子育てしやすい、子供を産みやすい、そういった環境を作ることこそが長い目で見たときの社会保障の安定化に繋がり、ひいては高齢化社会の希望となるのではないのでしょうか。そして、そのために消費税法を改正する必要があるのではないのでしょうか。

第二に、増税を行うにあたって一律10%に引き上げるのではなく、累進課税制という段階を踏むことで、国民にわかりやすく、また、受け入れられやすいと考えます。税率を一律10%に引き上げた場合、消費は落ち込むことは容易に想像がつくは

ずです。10%を導入し、そこから品目ごとに税率を変更する、軽減税率を採用するという方法も考えられますが、どこまでを生活必需品とするか、何を基準とするかといった線引きが困難であり、その議論にまた時間をいたずらにくわれることでしょう。そういったことなどと比較しても、当法律案は分かりやすい基準のもと税率が定められているので、国民にも受け入れられやすいことでしょう。

第三に、この法律案は実際の生活においても恩恵を与えると考えます。日本の平均所得額は約541万円であるのに対し、所得額の中央値は約427万であります。つまり、日本では低所得者ないしは中所得者が多くを占めていると考えられます。そういった世帯においてや、夫の収入の如何に関わらず、妻から決められた金額を渡され、その中で自分の生活を成立させる、いわゆるお小遣い制を導入している世帯においては特にこの側面が強いのではないのでしょうか。本法律案は、5%、8%、10%と三段階で累進課税制を採用している訳でありますから、税率が変わる金額まで節約をすることができれば消費分の3%ないしは2%を多く節約できることでしょう。具体的な数で考えますと、1200円から900円の昼食へと切り替えた場合、税率が一律の従来よりもさらに約30円浮くわけで、1ヶ月で考えれば約600円、1年では約7000円あります。この額であれば日々の努力が確実に実を結んでいると実感できるはずで、こうして生まれたお金を自分のために使えば、また地道な努力をする糧になることは言うまでもないはずですし、そのお金を用いて確実に税率10%を超えてしまう商品に対して当てれば家計を圧迫したりなどすることはないはずで、もちろん、何も昼食などに限ったことではありません。家庭レベルで考えれば、税率10%になりそうなところを8%の範囲内に納めることだって可能はずで、税率が上がったからといって、自分の生活を少し省みて、変えるだけで現在と変わらない生活がある程度はおくれることでしょう。

このように、税率を上げることは社会保障の安定財源確保と財政健全化を押し進めるとともに、国民にも負担を感じにくい税率の引き上げとなっているため、本法律案は傑出していると言えます。

以上の理由から本法律案に賛成することを表明し、討論といたします。

## (その2)

私はただいま議題となっております、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築するための消費税法等の一部を改正する法律案に対して賛成の立場から討論を行います。

本法案を可決することができれば財政の健全化に向けて大きな一歩になるだけでなく、世代間の格差を改善することができるのです。以下、財政健全化と、世代間の格差是正という2点に分けて説明します。

まず、財政健全化という観点です。そもそも、税収が増加するかに疑問におもうこともあると思います。確かに、1~1000円の範囲のみとはいえ8%から5%に下

がるのですから当然の指摘であるように思います。ですが税率に関して今回は「導入段階」であることから、「国民の受け入れやすさ」を考慮しました。10%に関しても引き上げが予定されていることと、計算しやすさを考慮すれば受け入れられることと思います。全体として「消費税の税収額が増加する」ことが目的であること、現状消費税率は10%に引き上げられることが予定されているために、本法案はその引き上げに際した家計に対する負担救済措置に過ぎないことを踏まえて決定いたしました。

そして、この累進課税は現行の消費税の増税のように、一律で税率を上げるというやり方に際に発生する、国民の消費マインドに対する影響を最大限、軽減できるのではないかということです。そして、今回のように段階を踏んで税率を設定することで今後の増税の際に各区分の税率を一つずつ段階的に増税していくことで、国民への影響を最小限に抑えることができることも三段階の累進課税である今法案のメリットであると考えます。

次に世代間の格差は正という観点から説明します。つまり、この累進課税の導入こそが昨年、日本において議論されている格差を打開する大きな一歩になると考えます。「厳密な意味での逆進性」は見られないと言われていますが、上記の通り「累進課税制」は「家計における所得の貯蓄に回せる割合」に「選択性」を与えるものであって、家計内における貯蓄に回す金額や、比較的ささやかな贅沢のための金額を増やすためのものです。なので、数字としてみたときの収入に対する消費税での納税額の比率は関係が薄いのです。具体的な話をするならば、必需品として代表的な食料品があります。どの人も食料品を購入します。このため、低所得の方が、所得から食料品に支出する割合が多くなります。例えば、年収200万円の人が年間50万円食料品に支出すると、所得の25%を食料品に割いていることとなります。これに対して、年収1000万円の人が貧しい人の支出の倍の100万円を食料品に支出したとしても、食料費の負担は所得の10%に過ぎません。食料費の負担は低所得の方が高いのです。消費税によって食料品の価格が上昇すると、低所得者の負担がより大きくなります。他にも、様々なものに消費税はかけられるので税率が一律にかかっている現状は、低所得者を圧迫しているといえます。本法案が可決することがそんな圧迫された消費者を救うことになること間違いありません。

それによって、世代間格差の無い社会保障制度が確立し、柔軟性のある税制度改革が実現します。例えば家計について考えれば、生活必需品については現行制度よりも低い税率である5%が適用される場合があるので消費税にかかる費用が少なく収めることができます。「累進課税制」は「家計における所得の貯蓄に回せる割合」に「選択性」を与えるものなので、「高額の商品」を購入する際は「高額の消費税」を、低額の商品を購入する場合は「低額の消費税」を収めることになり、「節約」等の効果が現行制度よりも反映されやすく、可処分所得の低い世帯における負担は減少することとなります。よって、公平性はあると考えます。



その世代間の格差是正はさたに大きなメリットが存在します。次に、国の税収の増加によってより社会保障が充実した諸外国に近づくこととなります。一概に諸外国すべてとは言いきれませんが、例えば、欧州の国は、日本の消費税率よりも非常に高く、「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるくらいに社会保障が充実しています。一方、日本はヨーロッパに比べて、所得課税が税収入として大部分を占めていて、消費税率の低い分を賄っています。なので、消費税率を引き上げて低所得者にも過ごしやすくしていきます。

他にも税収が増えることで行えることは数多くあります。その具体的な例として年金や医療費、そして事故や病気の際の生活保障などです。よく、社会保障や年金の話になると年配の方の話だと勘違いする若者がいますが、若者こそが万が一の時に役に立つ若しくは助けられる制度でもあります。

以上、財政健全化と、世代間の格差是正という2点に分けて本法案がいかに財政の健全化に大きく資することを説明してきました。世代間及び世代間の格差をなくすために累進課税を取り入れ、段階というシステムを取り入れることで今後の増税の際に国民への影響を減らし、今後高齢化が進む社会のためにも社会保障費を確保する今法案は可決されるべきだと思います。

昨今、日本の財政は悪化を極めています。政府は何か手を講じなければ、様々な問題が将来、我々を待っていることは想像にかたくありません。だからこそ、現行の制度ではなく、大きな一歩が必要なのです。確かに、これだけで、財政の健全化が達成されるとは考えません。しかし、まずは一歩、最初の一歩が重要なのです。本法案がそんな大きな一歩になることを強く信じて本討論を終了いたします。ありがとうございます。

**【追記】** 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））「多文化共生社会における法教育・主権者教育の研究—憲法政治の模擬体験を教材に」（課題番号17K04878）による研究成果の一部である。

（本学法学部教授）

（立正大学法学部教授）

（千葉大学大学院専門法務研究科准教授）

（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

（中京大学国際教養学部准教授）

（新潟大学法学部准教授）